

令和6年度版

障がい者(児)福祉のしおり



【イラスト作成：静岡市ワークステーション】

『静岡市ワークステーション』とは、知的・精神障がいのある方が1つの場所に集合して、業務支援員の指導の下、各課から依頼された作業を請け負う機関であり、平成26年4月1日から静岡市役所内に設置されました。

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課

本冊子・制度や施策全般に関するお問い合わせ先

- 静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課 〒420-8602 葵区追手町5-1
- 企画管理係（障がい者施策の企画・調整、障がい者差別解消、指定管理施設） 電話：054-221-1197
 - 地域生活支援係（本冊子・障がいのある方の社会参加・相談、障害者虐待） 電話：054-221-1198
FAX：054-221-1494
- 静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者支援推進課 〒420-8602 葵区追手町5-1
- 自立支援係（障害福祉サービス・障害児支援） 電話：054-221-1098
 - 在宅支援係（重度心身障害者医療費助成・手当・扶養共済制度） 電話：054-221-1587
FAX：054-221-1108

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に関するサービスのお問い合わせ先

- 葵福祉事務所 障害者支援課 〒420-8602 葵区追手町5-1
支援係 電話：054-221-1099 給付係 電話：054-221-1589 FAX（共通）：054-254-6322
- 駿河福祉事務所 障害者支援課 〒422-8550 駿河区南八幡町10-40
支援係 電話：054-202-5818 給付係 電話：054-287-8690 FAX（共通）：054-287-8660
- 清水福祉事務所 障害者支援課 〒424-8701 清水区旭町6-8
支援係 電話：054-354-2106 給付係 電話：054-354-2168 FAX（共通）：054-352-0323
- 蒲原出張所 福祉係 〒421-3211 清水区蒲原新田1-21-1
電話：054-385-7790 FAX：054-385-3110

※手帳に関するサービスの申請、郵便・電話・FAXでのお問い合わせはお住まいの区にお願いします。

※お仕事等の関係で他の区の方が近い場合等は、お住まいの区以外でも受付はできますが、その場合、お住まいの区に申請書を転送する関係上、決定が遅れる場合もあります。なお、お住まいの区でしか申請できないものもありますので、予めご了承ください。

～ 目次 ～

はじめに	・・・	1		
障害別・等級別対象制度一覧表	・・・	2		
I 障害者手帳	・・・	4	IV 補装具・日常生活用具	・・・ 26
1 身体障害者手帳	・・・	4	1 補装具	・・・ 26
身体障害者手帳手続き関係一覧	・・・	4	2 日常生活用具	・・・ 29
身体障害者手帳の様式	・・・	5	日常生活用具一覧表（成人）	・・・ 30
身体障害者障害程度等級表	・・・	6	日常生活用具一覧表（児童）	・・・ 35
2 療育手帳	・・・	8	※地域リハビリテーション推進センターのご案内	・・・ 40
療育手帳手続き関係一覧	・・・	8	※あいルームのご案内	・・・ 40
療育手帳の様式	・・・	9	日常生活用具一覧表（難病）	・・・ 41
知的障害程度の判定の参考資料	・・・	10		
児童相談所等 案内図	・・・	11	V 税金	・・・ 46
II 手当等	・・・	12	1 所得税、市民税・県民税、事業税、相続税、贈与税	・・・ 46
1 手当	・・・	12	2 自動車税・軽自動車税の減免	・・・ 47
特別障害者手当	・・・	12	静岡財務事務所等 案内図	・・・ 51
障害児福祉手当	・・・	12	VI 公共交通機関・公共施設等の割引助成	・・・ 52
特別児童扶養手当	・・・	12	1 JR運賃	・・・ 52
静岡市重度心身障害児扶養手当	・・・	12	2 静岡鉄道バス運賃	・・・ 52
児童扶養手当	・・・	12	3 静岡鉄道電車運賃	・・・ 52
(参考) 特別児童扶養手当の障害基準	・・・	14	4 タクシー運賃	・・・ 53
2 心身障害者扶養共済制度	・・・	15	5 航空運賃	・・・ 53
III 医療	・・・	16	6 スポーツ・観光施設	・・・ 54
1 重度心身障害者医療費助成	・・・	16	7 NEXCO等の有料道路料金	・・・ 56
(参考) 国保・後期高齢者の高額療養費	・・・	19	8 NHK放送受信料	・・・ 57
2 自立支援医療（更生医療）	・・・	22	9 携帯電話基本利用料等の割引	・・・ 57
3 自立支援医療（育成医療）	・・・	24	10 青い鳥の郵便葉書	・・・ 57
4 後期高齢者医療制度	・・・	24	VII 補助・助成等制度 I	・・・ 58
5 その他の医療費助成	・・・	25	1 タクシー利用料金助成制度	・・・ 58
			2 紙おむつ支給事業	・・・ 58
			3 手話通訳者、要約筆記通訳者派遣	・・・ 59
			4 自動車運転免許取得費補助	・・・ 59
			5 自動車改造費補助	・・・ 60
			6 重度身体障害者訪問入浴サービス	・・・ 60
			7 在宅安心システム	・・・ 61
			8 点字・声の広報等	・・・ 61

VIII	補助・助成等制度2	・・・	62
1	あんしん住まい助成制度	・・・	62
2	生活福祉資金貸付制度	・・・	62
	静岡市社会福祉協議会 案内図	・・・	63
IX	障害者総合支援法による障害福祉サービス等	・・・	64
X	移動支援	・・・	69
XI	日中一時支援	・・・	69
XII	その他	・・・	70
1	防災情報	・・・	70
2	静岡市バリアフリーマップ	・・・	71
3	駐車禁止除外指定車	・・・	72
4	静岡県ゆずりあい駐車場制度	・・・	72
5	ふれあい収集	・・・	74
6	さまざまな障がい者マークについて	・・・	75
XIII	精神障害者保健福祉制度	・・・	77
1	精神障害者保健福祉手帳	・・・	77
2	自立支援医療（精神通院医療）	・・・	77
3	精神障害者入院医療費助成制度	・・・	78
4	重度心身障害者医療費助成	・・・	78
XIV	障害年金について	・・・	80
XV	相談支援事業・障害者相談員等	・・・	82
1	相談支援事業	・・・	82
2	障害者相談員等	・・・	83

～はじめに～

障害者手帳を持っていると、様々な制度やサービスを受けられます。

※このしおりは、主に身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方のための内容をまとめたものです。精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とする内容も一部掲載しておりますが、詳しくは、精神保健福祉課が作成する「精神保健福祉のしおり」をご覧ください。

しおりの説明をお読みになって、必要な制度がありましたら、該当するかどうかをあらかじめ担当の窓口にご相談ください。

なお、65歳以上の方、40歳以上65歳未満で下記の「参考」に該当する方は、介護保険制度のサービスを利用できます。重複しているサービスについては、介護保険制度のサービスを優先して利用するようにしてください。（40歳以上65歳未満で生活保護受給中の方は障がいのサービスが優先となります。）

参考

40歳以上65歳未満の医療保険加入者のうち、以下の特定疾病が原因で介護や支援が必要な方は、要介護認定の申請ができます。

（特定疾病）※それぞれの疾病には、一定の診断基準があります。

- | | | | |
|-------------------------------|------------|-------------|---------|
| ●がん | ●関節リウマチ | ●筋萎縮性側索硬化症 | |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●骨折を伴う骨粗鬆症 | ●初老期における認知症 | |
| ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | | | |
| ●脊髄小脳変性症 | ●脊柱管狭窄症 | ●早老症 | ●多系統萎縮症 |
| ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | | ●脳血管疾患 | |
| ●閉塞性動脈硬化症 | ●慢性閉塞性肺疾患 | | |
| ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | | | |

お問い合わせは、お住まいの区の福祉事務所高齢介護課（介護保険係）へお願いします。

「障害」の表記について

- ・ 障害福祉企画課（静岡市保健福祉長寿局健康福祉部）では、「障害」の表記について、一般的に悪いイメージがある‘害’の字を‘ひらがな’で表記しています。
- ・ 取扱いとしては、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状況を表す場合は‘ひらがな’表記としていますが、「固有名詞」「法律用語」「医学用語」等は適用除外としています。



障害別・等級別対象制度一覧表（その2）

ページ	参考	障害別・等級別対象制度一覧表（その2）	内部障害																				備考			
			内部障害																							
			心臓		じん臓		呼吸器		聴覚・視覚・精神		小腸		肝臓				免疫の機能				療育					
1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	A	B					
12 } 15	手当	特別障害者手当【20歳以上】	△			△																			20歳以上 施設入所者不可 長期入院不可	
		障害児福祉手当【20歳未満】	△			△																				
		特別児童扶養手当【20歳未満】	△			△																				
		静岡市重度心身障害児扶養手当 （総合1～3級は該当）【20歳未満】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20歳未満 施設入所者不可
16 } 25	年金	心身障害者扶養共済年金（総合1～3級は該当）	○			○																			掛金が必要です。	
		重度心身障害者医療費助成（総合1・2級は該当）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	内部以外の3級及びBは小学 校就学前まで対象
26 } 44	医療制度	自立支援医療（更生医療）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		後期高齢医療（総合1～3級は該当）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
46 } 51	用具	補装具																								
		日常生活用具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	品によっては該当しないもの もあります。
52 } 57	税金	所得税・住民税・事業税・相続税・贈与税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		自動車税・自動車取得税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	下肢・体幹の一部は本人運転のみ 該当
		JR運賃・バス運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1種、第2種により違いあり
		航空運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
58 } 63	補助制度	タクシー運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		タクシー利用料金助成制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施設入所者・長期入院不可 自動車税等減免者不可
		有料道路割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1種は家族運転も可 第2種は本人運転のみ
		放送受信料	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		紙おむつ支給事業（総合1・2級は該当）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	所得税非課税世帯、 施設入所者、長期入院不可
		あんしん住まい助成制度																								
		自動車運転免許取得費補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		自動車改造費補助																								

I 障害者手帳

障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

全て各区福祉事務所障害者支援課にて取扱いをしています。

精神障害者保健福祉手帳については、P77を参照してください。

I 身体障害者手帳

身体に障がいのある方がいろいろなサービスを受けようとするときは、本人（保護者）の申請に基づいて、静岡市長の発行する「身体障害者手帳」を受けることが必要です。

申請の窓口は各区福祉事務所障害者支援課です。

(1) 身体障害者手帳手続き関係一覧

申請の種類 手続きに必要なもの	新規手帳申請	等級変更等	再認定	再交付（破損・紛失等）	返還（死亡・治癒等）	住民票等の手続きが前もって必要なもの			
						氏名変更	市内の住所変更	市外から転入	市外へ転出
医師の診断書 ※1	○	○	○						
顔写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm） ※2	○	○	○	○		※3		※3	
マイナンバー ※4	○							○	
身体障害者手帳		○	○	※5	○	○	○	○	○
※6	重度医療受給者証			※5	○	○	○	○	○
	障害福祉サービス受給者証			※5	○	○	○	○	○
	移動・日中一時支援受給者証			※5	○	○	○	○	○
	手当関係				○	○	○	○	○

※1 静岡市内の病院の場合、静岡市長の指定した医師の診断書をお持ちください。

※2 顔写真は顔がはっきりわかるものであれば、証明用の写真でなくても受付できます。

（ただし、宗教上、医療上の理由を除き、帽子、サングラスは外した状態でお願いします。）
顔写真の紙は写真用の印画紙のような厚みのあるものに限ります。

※3 氏名変更・市外から転入に伴い手帳を作成し直す場合は、顔写真が必要です。

※4 必要書類・取扱につきましては、各区障害者支援課窓口へお問い合わせください。

※5 破損による再交付希望の方は、破損した実物をお持ちください。

※6 制度に該当する方のみ手続きが必要です。

戸籍住民課での住所変更後の手帳申請について

住所変更後、すぐに手帳の住所変更をする場合は、戸籍住民課で手帳を提示すると、住所変更届のコピーを受け取ることができます。手帳の申請をする際にそのコピーを持参すると、待ち時間が短縮されます。

(2) 身体障害者手帳の様式

写真	静岡市 第〇〇〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日 交付 氏名 静岡 太郎 平成〇〇年〇〇月〇〇日 生	身体障害者手帳番号 手帳交付年月日 (手帳の効力はこの日 以降、発生します。) 静岡市章が刻印されます。		
再認定期日 令和 年 月まで (※再認定が必要な場合)	静岡市章印影	期日までに再認定の手続きが されない場合は、手帳の各種 サービスがご利用できなくな る可能性があります。		
身体障害者等級 表による等級	2 級	旅客鉄道株式会社 旅客運賃等	第1種	旅客鉄道等の割引の種類 (P52~56)
障 害 名	両眼視力障害 (3級) 右下肢機能障害 (4級)		介 護	乗物が本人及び介護 者とも割引される場合 (第1種の方) この印が 押されます。 (P52~56)
住所	静岡市葵区追手町5番1号		参 考	

(備考)

道路
介護
-
-
-
年 月 日まで

有料道路料金割引
(P56)
有料道路割引の申請をすると
表示されます

(3) 身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別		1級	2級	3級	
視覚障害		視力の良い方の眼の視力 (万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。) が 0.01 以下のもの	①視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度 (I/4 視標による。以下同じ。) の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度 (I/2 視標による。以下同じ。) が 28 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	①視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの (2級の2に該当するものを除く。) ②視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの (両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの (耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	
肢体不自由	上肢	①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの ③一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障害 ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	
	下肢	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	①両下肢をショーパー関節以上で欠くもの ②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの	
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	①体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
	ウイルスによる免疫若しくは臓器若しくはぼうこう又は直腸機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
ぼうこう又は直腸機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
小腸機能障害		小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	
肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	

※白色は第1種、グレーは第2種を表しています。

4級	5級	6級	7級
①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両眼開放視認点数が70点以下のもの	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話話を理解し得ないもの) ②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はしゃく機能の著しい障害			
①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	①一上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一上肢の機能の軽度の障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障害 ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②一下肢の機能の軽度の障害 ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④一下肢のすべての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			

7級の障害は、1つのみでは手帳交付の対象となりませんが、7級の障害2つ以上、又は6級以上の障害と重複する場合は、手帳交付の対象となります。

2 療育手帳

知的発達に遅れのある方が、いろいろなサービスを受けようとするときは、本人（保護者）の申請に基づいて静岡市長の発行する「療育手帳」を受けることが必要です。

申請の窓口は各区福祉事務所障害者支援課です。

(1) 療育手帳手続き関係一覧

申請の種類 手続きに必要なもの	新規手帳申請（要判定※1）	再判定 ※1	再交付 ※破損・紛失等	返還 ※死亡・治癒等	住民票等の手続きが 前もって必要なもの			
					氏名変更	市内住所変更	市外から転入	市外へ転出
顔写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）※2	○		○		※3		※3	
療育手帳		○	△	○	○	○	○	○
マイナンバー	○						○	※4
重度医療受給者証			△	○	○	○	○	○
障害福祉サービス受給者証				○	○	○	○	○
手当関係				○	○	○	○	○

※1 療育手帳の判定は静岡市児童相談所または地域リハビリテーション推進センター（リハ・パークしずおか）で行います。（PII案内図 参照）

※2 顔写真は顔がはっきりわかるものであれば、証明用の写真でなくても受付できます。
（ただし、宗教上、医療上の理由を除き、帽子、サングラスは外した状態でお願いします。）
顔写真の紙は写真用の印画紙のような厚みのあるものに限りま。

※3 氏名変更・市外から転入に伴い手帳を作成し直す場合は、顔写真が必要です。

※4 必要書類・取扱につきましては、各区障害者支援課窓口へお問い合わせください。

戸籍住民課での住所変更後の手帳申請について

住所変更後、すぐに手帳の住所変更をする場合は、戸籍住民課で手帳を提示すると、住所変更届のコピーを受け取ることができます。手帳の申請をする際にそのコピーを持参すると、待ち時間が短縮されます。

(2) 療育手帳の様式

療育手帳

静岡市 第 ○○○○○○
 令和○○年○○月○○日

交付年月日
 再交付年月日

氏名
 静岡太郎
 平成○○年○○月○○日生

障害の程度
 旅客鉄道株式会社
 旅客運賃減額

交付年月日

療育手帳番号

写
真

静岡市章が刻印されます。

印
影

旅客鉄道等の割引の種類
(P52~56)

A = 第一種 B = 第二種

合併障害	(身体障害 級)
判定年月日	令和 年 月 日
次期判定年月	令和 年 月 ← 次回判定の年月
判定機関	静岡市児童相談所 又は地域リハビリテーション推進センター
【 本人 】	
住所	静岡市葵区追手町5番1号

【 保護者 】			
氏名	続柄	電 話	
住所	静岡市葵区追手町5番1号		

【 旅客運賃等割引押印欄 】	
道路 介護	- - 年 月 日まで

※有料道路料金割引
 療育手帳Aの方が、有料道路
 割引を申請したときのみ表示
 されます。 (P56)

(3) 知的障害程度の判定の参考資料

年齢	段階	軽度 (B)	中度 (B)	重度 (A)	最重度 (A)
4歳～5歳		<ul style="list-style-type: none"> ・日常会話はどうかにかでできる。 ・数の理解は少し遅れている。 ・運動機能の目立った遅れは見られない。 ・身のまわりの始末は大体できるが不完全。 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語による意思表示はいくらかできる。 ・数の理解に乏しい。 ・運動機能に遅れが目立つ。 ・身のまわりの始末は部分的に可能。 ・集団あそびは困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばがごく少くなく意思の表示は身振りなどで示す。 ・ある程度の感情表現はできる。(笑ったり、怒ったり等) ・運動機能の発達が遅れが著しい。 ・身のまわりの始末はほとんどできさない。 ・集団あそびはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語不能。 ・最小限の感情表示。(快・不快) ・歩行が不能又はそれにちかい。 ・食事、衣服の着脱等はまったくできない。
6歳～11歳		<ul style="list-style-type: none"> ・普通の学級における学習活動についていくことはむずかしい。 ・身辺処理は大体できる。 ・比較的遠距離でもひとりりて通学できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常会話はある程度可能。 ・数の理解が身につけはじめる。 ・身辺処理は大体できるが不完全。 ・ゲーム遊び等の集団行動はある程度可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語による意思の表示はある程度可能。 ・読み書きの学習は困難である。 ・数の理解に乏しい。 ・身近なものの認知や区別はできる。 ・身辺処理は部分的に可能。 ・身近な人とあそぶことはできるが長続きしない。 ・ごく簡単なお手伝いはできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語は数語のみ。 ・数はほとんど理解できない。 ・食事、衣服の着脱等ひとりりてはほとんどできない。 ・ひとりりあそびが多い。
12歳～17歳		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校3～4年程度の学力にとどまる。 ・抽象的思考や合理的判断に欠ける。 ・身辺処理は普通児なみにできる。 ・基本的な作業訓練は可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校2～3年程度の学力にとどまる。 ・身辺処理は大体できる。 ・簡単なゲームのきまりを理解する。 ・単純な作業に参加できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常会話はある程度できる。 ・ひらがなはどうかにか読み書きできる。 ・数的処理は困難。 ・身辺処理は大体できる。 ・単純作業にある程度従事できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会話は困難。 ・文字の読み書きはできない。 ・数の理解はほとんどできない。 ・作業能力はほとんどない。 ・身辺処理はほとんど不可能。
18歳以上		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校5～6年程度の学力にとどまる。 ・抽象的思考や合理的判断に乏しい。 ・事態の変化に適応する能力は弱い。 ・職業生活はほぼ可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な読み書きや金銭の計算ならばできる。 ・適切な指導のもとでは対人関係や集団参加がある程度可能。 ・社会的なきまりはある程度理解できる。 ・単純作業に従事できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常会話はある程度できる。 ・ひらがなはどうかにか読み書きできる。 ・数的処理は困難。 ・身辺処理は大体できる。 ・単純作業にある程度従事できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会話は困難。 ・文字の読み書きはできない。 ・数の理解はほとんどできない。 ・作業能力はほとんどない。 ・身辺処理はほとんど不可能。
標準化されたテストによる指数 (IQ, SQ, DQ)	75	50	35	20	

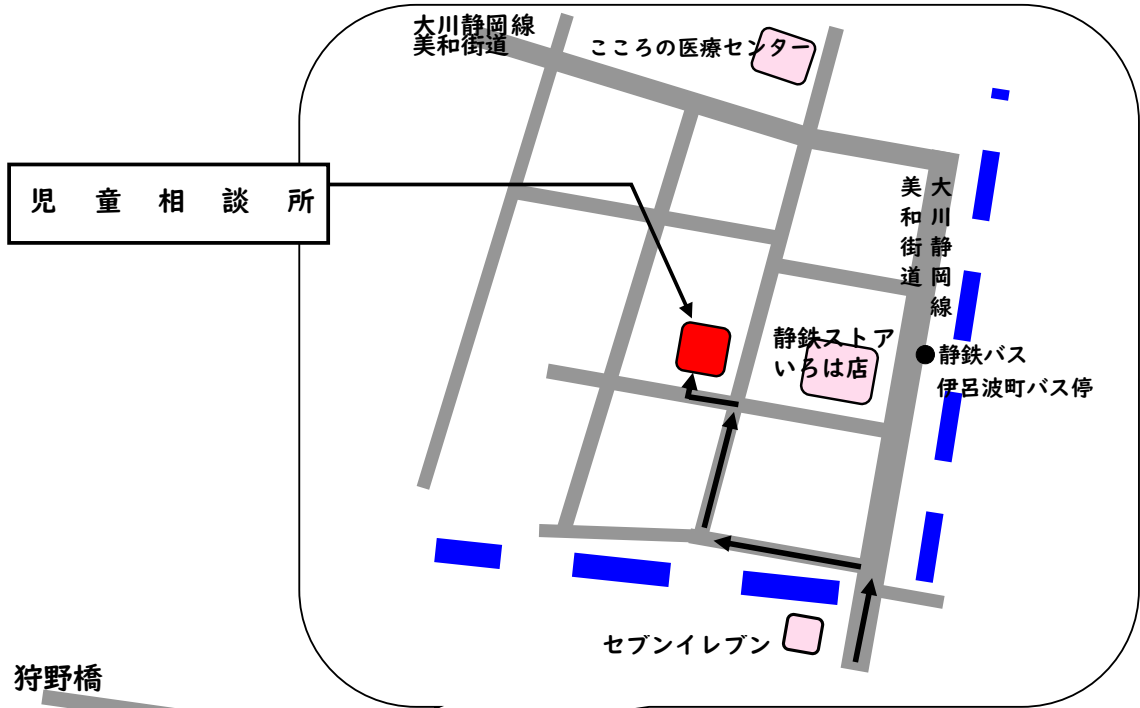
厚生労働省の知的障害者実態調査(1975年)における知的障害の程度に関する判定資料
 ※静岡市の判定基準は静岡市公式ウェブページに掲載。「療育手帳 判定基準」で検索

秋山スポーツ広場

至足久保方面

至川根方面

至焼津・藤枝方面



狩野橋

至梅ヶ島方面

静清パイパス

静岡銀行

地域リハビリテーション推進センター (リハ・パークしずおか)

材木町
交差点

静岡浅間神社

静岡市立静岡病院

御幸通り

静岡市役所
葵区役所

静岡県庁

駿府城公園

アイセル21

新静岡セノバ

北街道

国道1号

J R 静岡駅

至清水方面

Ⅱ 手当等

Ⅰ 手当

名称・区分	支給金額・支給月日	支給対象
特別障害者手当 (20歳以上)	月額 28,840円 支給月日 2・5・8・11月の10日 ※10日が金融機関の休止日の場合は前日となります。	①重度の障害（おおむね身体障害者手帳の区分ごと1・2級の障害、知的障害者でIQがおおむね20以下程度、又は重度の精神障害）を2つ以上有するもの（内部障害は複数でも1つとみなす。視力・視野も1つとみなす） ②重度の障害を1つ有し、さらに他の障害（おおむね身体障害者手帳3級、知的障害者でIQ35以下程度又は精神障害）を2つ以上有するもの ③重度の内部障害又はその他の疾患を1つ有し、それが特に重度のため、日常生活（動作）能力が極めて低いもの
障害児福祉手当 (20歳未満)	月額 15,690円 支給月日 2・5・8・11月の10日 ※10日が金融機関の休止日の場合は前日となります。	①重度の障害（おおむね身体障害者手帳の1級及び2級の一部、知的障害でIQがおおむね20以下重度の精神障害）を1つ以上有するもの ②身体機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が上記と同程度以上のもの ③知的障害（おおむねIQ35以下）と身体障害（おおむね身体障害者手帳2級）の合併障害のもの
特別児童 扶養手当 (20歳未満)	1級 月額 55,350円 2級 月額 36,860円 支給月 4・8・11月の11日 ※11日が金融機関の休止日の場合は前日となります。 ※金融機関により、上記の前日となる場合があります。	【受給権者】 対象児童を監護しており生計を維持する者 【主な対象児童】 (1級) ①身体障害者手帳1級と2級と3級の一部の身体障害児 ②療育手帳Aの知的障害児 ③精神障害があつて前記と同等のもの ④合併障害があつて前記と同等のもの (2級) ①身体障害者手帳3級の一部と4級の一部のもの ②知的障害でIQがおおむね50以下のもの ③精神障害があつて前記と同等のもの ④合併障害があつて前記と同等のもの
静岡市重度心身障害 児扶養手当 (20歳未満)	①月額 3,000円 ②特別児童扶養手当支給が所得制限超により支給停止の方 月額 5,000円 支給月 3・7・11月の25日 ※25日が金融機関の休止日の場合は前日となります。	【受給権者】 対象児童を監護しており生計を維持する者 【主な対象児童】 ①身体障害者手帳1級～3級の身体障害児 ②療育手帳Aの知的障害児
児童扶養手当	※ 所得により支給額決定 児童1人の場合 全部支給 45,500円 一部支給 10,740円 ～45,490円 2人目加算額 全部支給 10,750円 一部支給 5,380円 ～10,740円 3人目以降加算額 全部支給 6,450円 一部支給 3,230円 ～6,440円	18歳になって初めての3月31日までの間（法令で定める障害の状態にある場合は20歳未満）にある児童を監護している母または、児童を監護し生計を同じくしている父等に支給します。ただし下記のような場合も該当します。 ・児童の父または母が重度の障害者であつて、長期にわたり就労が困難な状態の場合に、その児童を養育する父母または、養育者に支給されます。 支給月 5・7・9・11・1・3月の11日 ※11日が金融機関の休止日の場合は直前の営業日となります。

支給制限	申請書類等	申請窓口
<p>①本人又は配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき（支給停止）</p> <p>②継続して3か月以上入院（老健入所含む）しているとき（資格喪失）</p> <p>③特養、障害者支援施設等の施設に入所しているとき（資格喪失）</p> <p>④資格喪失の場合、届の提出が必要です。届出がされず、手当を受給された場合には返還となります。</p>	<p>①個人番号カード（本人・配偶者・扶養義務者）</p> <p>②所定の診断書（省略ができる場合あり）</p> <p>③銀行通帳（本人名義のもの）</p> <p>※個人番号（マイナンバー）が確認できない場合には、所得や年金等に関する書類を追加で提出していただく場合があります。</p>	<p>各区福祉事務所 障害者支援課</p>
<p>①障害児または扶養義務者の所得が一定以上あるとき（支給停止）</p> <p>②施設等に入所しているとき（資格喪失）</p> <p>※母子入所の場合も資格喪失になります</p> <p>※入院の場合は支給されます。</p> <p>④資格喪失の場合、届の提出が必要です。届出がされず、手当を受給された場合には返還となります。</p>	<p>①個人番号カード（本人・配偶者・扶養義務者）</p> <p>②所定の診断書（省略ができる場合あり）</p> <p>③銀行通帳（障害児名義のもの）</p> <p>※個人番号（マイナンバー）が確認できない場合には、所得や年金等に関する書類を追加で提出していただく場合があります。</p>	<p>各区福祉事務所 障害者支援課</p>
<p>①障害児の父母または障害児・他の扶養義務者の所得が一定以上あるとき（支給停止）</p> <p>②施設等に入所しているとき（資格喪失）</p> <p>※ただし、母子入所は資格喪失となりません。</p> <p>※入院の場合は支給されます。</p> <p>④資格喪失の場合、届の提出が必要です。届出がされず、手当を受給された場合には返還となります。</p>	<p>①個人番号カード （受給者・障害児・配偶者・扶養義務者）</p> <p>②所定の診断書（省略ができる場合あり）</p> <p>③振込先口座申出書 （公的給付口座を使用する場合には提出不要です）</p> <p>※戸籍謄本の提出が必要になる場合があります</p>	<p>各区福祉事務所 障害者支援課</p>
<p>①施設等に入所しているとき（資格喪失）</p> <p>※母子入所の場合も資格喪失になります。</p> <p>※入院の場合は支給されます。</p> <p>④資格喪失の場合、届の提出が必要です。届出がされず、手当を受給された場合には返還となります。</p>	<p>①障害者手帳（障害種別の確認に必要となります。）</p> <p>②銀行通帳（保護者名義のもの）</p>	<p>各区福祉事務所 障害者支援課</p>
<p>①児童が里親に委託、または、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき（資格喪失）</p> <p>②児童及び児童の父母または養育者が日本国内に住んでいないとき（資格喪失）等</p> <p>③受給資格者・配偶者・扶養義務者の所得が一定以上あるとき（支給停止）</p> <p>④公的年金受給があるとき（差額支給）</p> <p>⑤各種届の提出が必要になります。届出がされず、手当を受給されると返還となる場合があります。</p>	<p>個別の状況により、添付書類が異なります。</p> <p>制度の詳細等については直接担当窓口へお問い合わせください。</p>	<p>各区福祉事務所 子育て支援課 給付係</p>

(参考) 特別児童扶養手当の障害基準 (抜粋)

1 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの 2 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの 3 ゴールドマン視野計による測定の結果、両眼の I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの 4 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの 5 両耳の聴カレベルが 100 デシベル以上のもの 6 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両上肢のすべての指を欠くもの 8 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 9 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 10 両下肢を足関節以上で欠くもの 11 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 12 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 13 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの 2 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの 3 ゴールドマン視野計による測定の結果、両眼の I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以内かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの 5 両耳の聴カレベルが 90 デシベル以上のもの 6 平衡機能に著しい障害を有するもの 7 咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの 8 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 9 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 10 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 11 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 12 一上肢のすべての指を欠くもの 13 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 14 両下肢のすべての指を欠くもの 15 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 16 一下肢を足関節以上で欠くもの 17 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 18 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 19 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 心身障害者扶養共済制度（任意加入）

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給します。

積み立て制度ではありません。

(1) 申請窓口 各区福祉事務所障害者支援課

- (2) 対象者
- ① 加入できる保護者 65歳未満で特別の疾病のない方
 - ② 対象となる障がい者
 - a. 知的障がいのある方 全部
 - b. 身体障がいのある方 1級～3級
 - c. 精神又は身体に障がいのある方で、上記と同程度と認められる方

(3) 加入期間等

- ・加入者（保護者）の年齢に応じ、毎月の掛金が1口あたり9,300円～23,300円かかります。
なお、この制度には2口まで加入することができます。

- ・掛金の納付期間は、要件①または要件②の内、長い方の期間となります。

要件①：加入日から20年

要件②：加入者（保護者）が4月1日時点で満65歳である年度の加入応当日の前日までの期間

（例）昭和20年11月8日生まれの方が平成21年7月に加入した場合

加入者	4月1日時点で		応当月	加入期間	
↓生年月日	↓加入日	↓65歳	↓満65歳の年度	↓(加入月と同じ)	↓20年経過
S20.11.8	H21.7.1	H22.11.8	H23.4.1	H23.7.1	R11.7.1
				要件②	要件①

- ・年金給付額は1口につき月2万円です。
- ・障がいのある方が加入者より先に亡くなった場合は加入期間に応じた弔慰金があります。（1口あたりの金額は、加入期間により0円～25万円）
- ・脱退される場合または加入口数を2口から1口に減らしたときは加入期間に応じた脱退一時金があります。（1口あたりの金額は、加入期間により0円～25万円）

(4) 申請に必要なもの

必要書類等については申請窓口でご確認ください。

(5) 制度の概要について

詳しくは、独立行政法人福祉医療機構ホームページをご覧ください。



Ⅲ 医療

Ⅰ 重度心身障害者医療費助成

医療保険の医療費及びその薬代等の助成をする制度です。病院、薬局では、一旦、医療費等の健康保険診療自己負担分（以下「一部負担金」と称する）をお支払いいただき、後日助成します。

助成金は、一部負担金から1か月1医療機関ごと自己負担金を差し引いて計算します。

- ・自己負担金は500円までとなります。（500円未満のときはその額。）
- ・同じ総合病院においては複数科を受診しても1か月500円ですが、歯科は別に500円かかります。
- ・薬代等の自己負担はありません。

特定疾患医療受給者証、自立支援医療等の公費助成や特定疾病療養受療証（人工透析等）による医療費助成が受けられる場合は、それぞれの上限額までが助成対象です。（他法・他制度が優先です。）

（お願い）交通事故など、第三者の行為で負傷し、治療を受ける場合には、

障害者支援推進課（054-221-1587）までご相談ください。

加入健康保険から高額療養費や付加給付金の支給がある場合は、助成金から差し引かれます。

高額療養費等の支給を受けた場合は、必ず届出をお願いします。（詳細は（8）をご確認ください。）

届出がない場合は、助成金の支給を保留させていただく場合があります。

（1）対象者について

対象者（生活保護の方は対象外です）	対象となる医療費等
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級、内部障害3級の方 ・療育手帳Aの方 ・特別児童扶養手当1級受給資格者 ・重度心身障害児扶養手当受給資格者のうち、所得制限により、特別児童扶養手当支給停止の方 ・療育手帳B、身体障害者手帳3級いずれか一方のうち、6歳以下であり、かつ小学校就学前の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方（P78参照） ・精神障害者保健福祉手帳2級のうち、6歳以下であり、かつ小学校就学前の方（P78参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険診療自己負担分の医療費 ・健康保険適用の薬代 ・医療保険による訪問看護基本利用料（交通費は助成対象外） <p>※介護保険や障害福祉サービスは対象外です。</p>
	<p style="text-align: center;">給付制限について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>内部障害3級の方は、対象となる医療費等のうち、該当機能障害に関するものだけが助成対象となります。</u> <p>ただし、6歳以下でかつ小学校就学前の方には、この制限はかかりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>65歳以上の方で、市民税課税世帯の方は、原則通院分のみが助成対象となります。</u>

（2）重度心身障害者医療費助成金受給者証（以下「受給者証」と称する）の発行（申請）について

①申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・健康保険証
- ・申請者（受給者）名義の金融機関通帳の写し
- ・マイナンバー（個人番号）の分かる書類（世帯全員分）

②申請窓口

- ・各区福祉事務所障害者支援課

(3) 助成の方法について

①自動償還方式

県内の医療機関（病院、薬局）受診支払いの際、受給者証を提示し（マッサージ、はり、灸は除く）、一部負担金をお支払いください。概ね3か月後に登録された口座へ、自己負担金を差し引いた額が支給されます。

②償還方式

次の場合は、各区福祉事務所障害者支援課又は各保健福祉センター（蒲原除く）で申請してください。

【償還申請が必要な場合】

- ・県内の医療機関を受診の際、受給者証を提示せず一部負担金を支払った場合。
- ・県外の医療機関を受診し、一部負担金を支払った場合。
- ・健康保険適用のマッサージ、はり、灸等を受け、一部負担金を支払った場合。
- ・健康保険適用の治療用装具を作成し、支払った場合。（あわせて、意見書（装着証明書）が必要です。）

【申請時持ち物】

- ・領収書（原本と写し）※申請後の返却はできませんのでご注意ください。
- ・受給者証
- ・健康保険証（写し可）
- ・高額療養費、付加給付の支給がある場合は、支給決定通知書の写し

(4) 助成金の申請期限について

窓口で助成金の申請をする場合、診療を受けた月の翌月1日から20日までに申請をしてください。

ただし、特別な事情がある場合には、診療月の翌月20日から1年以内の期間に限り申請をすることができます。（申請期限を過ぎた領収書は、提出されても無効になりますのでご注意ください。）

(5) 助成金の振込みについて

振込みは、毎月20日です。この日が土日祝日の場合は翌金融機関営業日となります。

市から振込明細は発送されません。銀行通帳に”シズオカシジュウド”または”静岡市重度”と記載されますので、通帳記帳での確認をお願いします。

※助成金の詳細に関する問い合わせは、障害者支援推進課（054-221-1587）へお願いします。

※概ね診療月の3か月後の振込みとなりますが、窓口でのお支払いが遅れた場合や高額療養費に該当した場合、もしくは医療機関等の都合により、3か月後の振込にならないことがあります。

(6) 受給者証の有効期限について

受給者証の有効期限は、原則その年の10月1日から翌年9月末日までとなっています。引き続き対象となる方には、更新に合わせて新しい受給者証をお送りします。（更新の手続きは不要です。）9月末日までに新しい受給者証が届かない場合は、障害者支援推進課（054-221-1587）へお問い合わせください。

なお、65歳以上の方については世帯の課税状況により、更新時に入院に係る医療費の助成対象の可否が変わる場合がありますのでご了承ください。

(注意)

※受給者証の交付月については、資格取得日以降の一部負担金が、助成対象となります。

※文書料及び入院における部屋代やおむつ代等の健康保険対象外のものは、この制度の対象となりません。

※療育手帳B、身体障害者手帳3級で対象となった方は、対象者が6歳の小学校就学前（3月31日）受診分までの医療費が対象となります。また、療育手帳A、身体障害者手帳1・2級に等級が変わった場合は再度資格取得の申請をしてください。

(7) 申請もしくは届出が必要な場合について

次の場合は、申請もしくは届出が必要となります。(持ち物：受給者証、障害者手帳、保険証等)

- ・等級変更等により、対象ではなくなった場合。
- ・住所、氏名、金融機関を変更した場合。(いずれかの場合でも届出が必要です。)
- ・加入健康保険に変更があった場合。(保険の内容が変わった場合も含みます。)
- ・市外に転出する場合。
- ・高額療養費、付加給付の支給を受けた場合。
- ・対象者が亡くなった場合。
- ・生活保護を開始した場合、又は廃止した場合。
- ・静岡市子ども医療費助成制度を受給した場合、又は喪失した場合。
- ・静岡市ひとり親家庭等医療費助成制度を受給した場合、又は喪失した場合。
- ・65歳以上の方で、税の更正や世帯員の転入・転出等により、世帯の市県民税課税状況に変更があった場合。

※申請(届出)がない場合は、資格喪失又は助成金の支給保留となる場合がありますのでご注意ください。

(8) 高額療養費、付加給付等について

加入健康保険(以下「健康保険」と称す)から高額療養費、付加給付等の支給を受けた場合は、一部負担金から当該金額を差し引いて助成金を支給します。健康保険に自身の所得区分と自己負担限度額をご確認いただき、高額療養費に該当する場合は、必ず健康保険への支給申請と、市窓口へ決定通知書(写)を提出してください。提出がない場合には、助成金の支給が一時保留となる場合がありますので、ご注意ください。

※静岡市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入中の方は提出不要です。

(高額療養費)

- ・全ての健康保険で共通の制度です。被保険者の所得又は標準月額報酬により、所得区分及び月ごとの自己負担限度額が決まり、医療費が自己負担限度額を超えた場合には、健康保険より支給されます。

(付加給付)

- ・健康保険独自の制度のため、健康保険によって異なります。詳細は、健康保険へお問い合わせください。

(9) 公的医療保険制度対象の方について

人工透析などを受けられている方は、健康保険から、申請により「特定疾病療養受療証」が交付されます。交付を受けた際には、医療機関の窓口にも必ず見せてください。

健康保険から交付された「特定疾病療養受療証」を医療機関等の窓口に提示することにより、当該疾病の療養に係る「医療機関」か月単位の自己負担限度額が1万円又は2万円となります。医療機関に支払った額と院外処方により薬局で支払った額の合算が限度額を超えた場合は、超えた金額が健康保険から高額療養費として支給されますので、忘れずに健康保険に申請してください。

※特定疾患(指定難病)や自立支援医療の公費助成が受けられる場合は、上限額までが助成対象となります。制度受給の申請や交付については、健康保険へお問い合わせください。

(10) 確定申告をされる場合について

申告及び記入方法が分からない場合は、税務署又は市民税課及び清水市税事務所にご相談ください。

原則として受給者の方が確定申告できる医療費は、重度医療の支給と重複しない分になります。

※前年1月～12月分の医療費を一覧表にして重度医療の戻りを引いた額が申告額となります。

※明細等の発行はいたしません。ご了承ください。

(11) 重度心身障害者医療費助成制度と子どもの制度について

<p>静岡市子ども 医療費助成制度 (各区福祉事務所子育て支援課)</p>	<p>入・通院時、受給者証を提示することで自己負担金のみの支払いで医療を受けることができる制度です。(一部の時間外診療は後日償還) 対象者 : 0～18歳(18歳到達後の最初の3月31日まで) 対象医療 : 保険診療分の医療費 自己負担金額 : 通院1回につき500円(500円未満のときはその額) 入院と0歳児の通院は0円</p> <p><重度心身障害者医療費助成制度との比較></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診察時の支払額は、子ども医療費助成制度は基本的に1回につき500円(毎回徴収)となりますが、重度医療は通常と同額の料金を支払い、後日助成されます。 ・最終的な負担金額は、子ども医療費助成制度は入院が0円・通院が1回につき500円ですが、重度医療は1か月1医療機関ごと500円となります。 ・内部障害3級の方は、重度医療を利用すると給付制限が付き、該当機能障害に関するものだけが助成対象となります。 (6歳以下でかつ小学校就学前の方を除く。)
<p>静岡市ひとり親家庭等 医療費助成制度 (各区福祉事務所子育て支援課)</p>	<p>所得税非課税世帯(扶養控除見直し前の旧税額で再計算する。)のひとり親家庭、両親のいない児童のいる家庭、又は両親あるいは父または母が重度の障害者等の家庭で、20歳未満の児童を養育している場合には、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。</p>

※これらの助成制度と重複して資格を取得することはできません。

(参考) 国保・後期高齢者の高額療養費の対象は下記のとおりです。

大きな病気やケガなどにより、高額な医療費がかかったとき、支払った金額のうち自己負担限度額を超えた分が、申請により高額療養費として後日支給されます。

ただし、健康診断、予防接種など医療保険適用外の医療費や入院時の食事代、差額ベッド代などについては支給の対象になりません。

なお、制度は変更となる可能性がありますので、詳細は各区の保険年金課でご確認ください。

(1) 70歳未満の人の国保・高額療養費の自己負担限度額(1ヵ月)

所得区分	自己負担限度額 (過去12ヵ月で3回まで)	多数回 (過去12ヵ月に 4回目以降)
旧ただし書所得 901万円超 【適用区分 ア】	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
旧ただし書所得 600万円超～901万円以下 【適用区分 イ】	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
旧ただし書所得 210万円超～600万円以下 【適用区分 ウ】	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
旧ただし書所得 210万円以下 【適用区分 エ】	57,600円	44,400円
市民税非課税世帯 【適用区分 オ】	35,400円	24,600円

- ・総医療費は保険診療の全額分（10 割分）です。
- ・旧ただし書所得とは総所得金額等から基礎控除を差し引いた額です。
- ・市民税非課税世帯とは、世帯主及び国保加入者全員に令和 5 年度（令和 6 年 8 月以降は令和 6 年度）の市民税が課税されていない世帯です。
- ・多数回とは、静岡県市町国保から診療月単位で過去 12 カ月に 3 回以上高額療養費の支給を受けたときの 4 回目以降の限度額です。（医療機関の窓口でオンライン資格確認による限度額等の適用を受けるか、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示し自己負担限度額を超える入院または外来受診をした診療月も回数に含みます。）
- ・所得の確認ができない人がいる世帯は、【適用区分 ア】とみなされます。

(2) 70 歳～74 歳の人の国保・高額療養費の自己負担限度額（1 カ月）

所得区分	自己負担限度額	
	外来限度額 (個人ごと)	世帯限度額 (入院及び世帯で入院と外来が 複数あった場合)
現役並み 所得Ⅲ 課税所得が 690 万円以上の世帯	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1 % [多数回 140,100 円]	
現役並み 所得Ⅱ 課税所得が 380 万円以上 690 万円未満の世帯	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1 % [多数回 93,000 円]	
現役並み 所得Ⅰ 課税所得が 145 万円以上 380 万円未満の世帯	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1 % [多数回 44,400 円]	
一般 現役並み所得Ⅲ、Ⅱ、Ⅰ、低所得Ⅱ、Ⅰに該当しない世帯	18,000 円 [年間上限 144,000 円]	57,600 円 [多数回 44,400 円]
低所得Ⅱ 世帯主及び国保加入者全員に市民税がかかっていない世帯	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ 世帯主及び国保加入者全員に市民税がかかっていない世帯 で、所得が一定の基準に満たないとき	8,000 円	15,000 円

- ・総医療費とは、保険診療の全額分（10 割分）です。
- ・低所得Ⅰの「一定の基準に満たないとき」とは、公的年金所得控除額を 80 万円として計算したときに世帯主及び国保加入者全員の総所得金額が 0 円になる場合です。（所得金額調整控除は適用しません。）
- ・多数回とは、静岡県市町国保から診療月単位で過去 12 カ月に 3 回以上高額療養費の支給を受けたときの 4 回目以降の限度額です。（医療機関等でオンライン資格確認による限度額の適用を受けるか、医療機関等に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示し自己負担限度額を超える入院または外来受診をした診療月も回数に含みます。個人ごとの外来限度額を超える場合の支給は含めません。）
- ・年間上限とは、1 年間（8 月～翌 7 月）の外来自己負担額の合計に上限を設けるものです。
- ・課税所得とは、市民税の課税標準額です。

(3) 後期高齢者(「75歳以上の人」と「一定の障害があり、申請により静岡県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人」)の高額療養費の自己負担限度額(1ヵ月)

所得区分	自己負担割合	外来+入院(世帯単位)	
		外来のみ(個人単位)	
現役並み 所得Ⅲ	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円>	
現役並み 所得Ⅱ		167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円>	
現役並み 所得Ⅰ		80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>	
一般Ⅱ	2割	18,000円または、6,000円+ (医療費-30,000円)×10%の低い方 を適用(年間上限144,000円)※医療 費が30,000円未満の場合は、30,000 円として計算する。	57,600円 <44,400円>
一般Ⅰ	1割	18,000円(年間上限額144,000円)	57,600円 <44,400円>
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		8,000円	15,000円

※過去12か月以内に「外来+入院」の自己負担限度額を超えた分の支給が4回以上あった場合、4回目以降から限度額が< >内の金額となります。

※年間上限額とは、8月1日から翌年7月31日までの1年間の上限額です。

・同じ月に一つの病院または薬局などの窓口で支払う自己負担額は、外来・入院それぞれで自己負担限度額が上限になります。(入院は「外来+入院」の限度額までになります。)

・オンライン資格確認に対応していない医療機関において、低所得Ⅱ、Ⅰの人が受診の際に上記の区分の請求になるためには、「減額認定証」が必要になります。

・オンライン資格確認に対応していない医療機関において、現役並み所得Ⅱ、Ⅰの人が受診の際に上記の区分の請求になるためには、「限度額適用認定証」が必要になります。

・「限度額適用認定証」等が医療機関に提示されない場合、医療機関での支払い額が自己負担限度額を超えて高額になる場合があります。(ただし、その場合でも、自己負担限度額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。)

2 自立支援医療（更生医療）

身体障がいのある方が日常生活、職業生活により適合するため、身体の機能障がいを軽減または改善するための医療に対する助成をします。医療費の自己負担分が原則1割となるとともに、所得に応じて月額の上限額が設けられます。事前に指定自立支援医療機関で所定の意見書を作成いただき、申請してください。

(1) 申請窓口 各区福祉事務所障害者支援課

(2) 対象者 年齢が18歳以上の身体障害者手帳を交付された方で下表に記されたような医療を受ける予定の方（18歳未満は育成医療（P24）の対象となります）

(3) 対象となる医療の例（対象の医療はすべて保険対象のものに限られています）

視覚障害	白内障（先天性、老人性、外傷性、糖尿病性） …白内障手術（水晶体摘出術、人工レンズ埋込術（人工レンズ自体も含まれる）） 角膜白斑（角膜混濁）…角膜移植術、角膜点墨術、光学的虹彩切除術 網膜剥離 …網膜剥離手術（光凝固術） 眼瞼内（外）反症 …内（外）反症手術 兔眼症 …兔眼症手術 瞳孔閉鎖症 …光学的虹彩切除術、虹彩癒着剥離術 眼球摘出後の組織充填術や義眼包埋術 進行した開放隅角緑内障に対する手術
聴覚障害	感音性難聴 …人工内耳埋込術（マッピングも含まれる） 混合性難聴 …鼓室形成術 外耳性難聴 …外耳道形成術等 鼓膜穿孔 …穿孔閉鎖術 鼓膜癒着、耳管閉塞 …鼓膜剥離術、形成術、耳管開通処置等 慢性中耳炎 …鼓室形成術、人工鼓膜等、慢性の炎症に対する処置、変形癒着に対する外科的処置
音声・言語機能障害	口蓋裂、兔唇等…口唇形成術、口蓋形成術 外傷性または手術後に生じた構音障害…形成術 その他、人工喉頭や食道発声訓練等
そしゃく機能障害	唇顎口蓋裂後遺症…歯科矯正治療
肢体不自由	変形性関節症 …股関節手術（骨盤骨切り術・白蓋形成術等） 関節形成手術、骨切術（大腿骨、頸骨等） 観血的関節固定術、人工膝・股関節置換術等 関節リウマチ …関節滑膜切除術（関節鏡視下によるものを含む） 関節形成術、観血的関節固定術、人工関節置換術 脳性麻痺 …骨切り術、関節固定術、筋（腱）切離術、腱延長術 後縦靭帯硬化症 …椎弓切除術、腱延長術、腱移行術等 脊柱管狭窄症 …脊柱管拡大術等 【更生医療の対象とならない医療の例示】 神経縫合術、骨髄炎そのものに対する手術、骨折そのものに対する骨接合術、ヘルニア摘出手術、急性化膿性関節炎に対する関節切開や関節内清掃術、新鮮外傷による半月板損傷・じん帯断裂等に対する手術
心臓機能障害	心臓弁網症 …弁形成術、弁置換術、弁移植術、直視下交連切開術 先天性心疾患 …開心根治手術、欠損孔閉鎖術 心筋梗塞、狭心症…冠動脈バイパス術等 洞不全症候群、完全房室ブロック …ペースメーカー植込術、ペースメーカージェネレーター交換術・電池交換、埋込型除細動器移植術、術後の感染症に対する薬物治療、心臓移植術、移植後の免疫抑制療法 【更生医療の対象とならない医療の例示】 内科的治療（術後長期にわたるジギタリス剤の投与等）

腎臓機能障害	慢性腎不全…人工透析療法、腎移植術、腎移植術後の抗免疫療法
小腸機能障害	小腸機能廃絶…中心静脈栄養法及びそれに伴う医療
肝臓機能障害	肝臓移植術、肝臓移植後の抗免疫療法
免疫機能障害	HIV感染者…抗HIV療法、免疫調整療法、その他HIV感染に対する医療

(4) 手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳（障がい内容と申請内容が合っているか確認します。）
- ② 自立支援医療費（更生）支給認定申請書
- ③ 指定自立支援医療機関の指定医師の意見書
- ④ 健康保険証の写し（対象となる障がいのある方と同じ保険に入っている家族全員のもの）
- ⑤ 健康保険の世帯全員分の市町村民税の課税状況が分かる書類
 - ⑤-1 申請年の1月1日時点で、静岡市に住所がある方は、市県民税にかかる職権調査同意書
 - ⑤-2 申請年の1月1日時点で、静岡市に住所がない方は
個人番号（マイナンバー）のわかるもの、または、旧住所地市町村の市町村民税課税証明書
※マイナンバー通知カードやマイナンバーの記載されている住民票の場合、他に本人確認ができる書類（障害者手帳や運転免許証）が必要になります。
- ⑥ 公的年金・恩給、各種手当の分かるもの（証書や振込通知書または年金等の振込通帳）
- ⑦ 就労収入の分かるもの（源泉徴収票・確定申告書・工賃証明書・相続税贈与税申告書等）
（市民税非課税の方は「自立支援医療収入申告書」をご提出ください。）
- ⑧ 生活保護世帯の方は保護証明書
- ⑨ 特定疾病療養受療証（お持ちの方）

※⑥～⑦の収入は、1～6月の申請は前々年、7～12月の申請は前年のものをご提出ください。

(5) その他の条件等

- ・申請から支給決定まで1か月程度かかります。支給決定前の医療費は対象になりませんので、利用開始日の1～2か月前までに申請をお願いします。（緊急手術等で医療開始日より前に申請できない場合にはご相談ください。）
- ・対象となる医療は、身体障害者手帳に記載されている障害原因と因果関係があるものに対し確実な治療効果が期待されているものに限られ、障がいの除去もしくは軽減の見込みがない場合は給付の対象とはなりません。
- ・重度心身障害者医療費助成を受けている方は、この制度を利用した場合でも還付金を含めた負担金は同じになりますのでご了承ください。
- ・世帯の課税状況により、高額療養費や特定疾病療養受療証、限度額適用認定証と同額の決定となる場合がありますのでご了承ください。



3 自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある児童や現在の状態を放置すると将来的に障がいを残すと認められる児童等（18歳未満）に対し、必要な医療費の一部を助成します。ただし、世帯の課税状況により制度適用とならない場合があります。手術等により確実な治療効果（障がいの除去や軽減）が期待できるものが対象です。

対象者	申請に必要なもの	申請窓口
①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤心臓機能障害 ⑥腎臓機能障害 ⑦小腸機能障害 ⑧肝臓機能障害 ⑨その他内臓障害 ⑩免疫機能障害	①自立支援医療費（育成）支給認定申請書 ②自立支援医療（育成医療）意見書（指定自立支援医療機関の医師が記入したもの） ③健康保険証の写し（国保・国保組合の場合は同じ保険に入っている家族全員のもの） ④個人番号（マイナンバー）を確認する書類（患者本人・被保険者・保護者のもの） ⑤申請者の身元確認書類（免許証等）	保健所総務課 電話 054-249-3177 保健所清水支所 電話 054-354-2153

4 後期高齢者医療制度

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療制度で、一般の方は75歳から適用されますが、次の障がいに該当する方は、申請により65歳から後期高齢者医療制度へ加入することができます。

詳細は各区保険年金課 保険係にご相談ください。

対象者	申請に必要なもの	申請窓口
①身体障害者手帳1級～3級 ②音声・言語機能障害の4級 ③下肢機能障害の4級のうち下記の障害 ○両下肢のすべての指を欠くもの ○1下肢を下腿の2分の1以上を欠くもの ○1下肢の機能の著しい障害 ④障害年金1級及び2級受給者 ⑤療育手帳A判定 ⑥精神障害者保健福祉手帳1・2級	①障害者手帳 ②現在加入している健康保険証 ③特定疾病療養受療証（交付を受けている方） ④マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード ⑤（代理申請の場合）代理人の本人確認書類 ⑥（別世帯の方が申請する場合）委任状	葵区保険年金課 電話 054-221-1070 駿河区保険年金課 電話 054-287-8612 清水区保険年金課 電話 054-354-2208 清水区蒲原支所 電話 054-385-7780

5 その他の医療費助成

制度の名前	内容	申請窓口
<p>特定医療費（指定難病） 助成事業</p>	<p>国の指定する指定難病の治療をしている方で、疾病の状態が対象基準を満たす場合、医療費の一部を助成します。</p>	<p>保健所総務課 電話 054-249-3177 保健所清水支所 電話 054-354-2153</p>
<p>特定疾患治療研究事業 （県事業）</p>	<p>県の指定する特定疾患（橋本病・突発性難聴）の治療をしている方で、疾患の状態が対象基準を満たす場合、医療費の一部を助成します。</p>	
<p>小児慢性特定疾病 医療費事業</p>	<p>国の指定する慢性疾病にかかっている児童等（18歳未満）で、疾病の状態が対象基準を満たす場合、医療費の一部を助成します。</p>	
<p>産科医療 補償制度</p>	<p>この制度に加入している分娩機関（病院・診療所・助産所）で生まれたお子様が、何らかの理由で重度脳性麻痺となり、次の基準を全て満たし、補償の対象と認定された場合、一時金と分割金を合わせ、総額3,000万円の補償金が支払われます。</p> <p>【補償対象基準】※出生年によって基準が異なります</p> <p><u>1 2015年1月1日から2021年12月31日までに出生した児の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上、又は在胎週数28週以上で所定の要件 <p><u>2 2022年1月1日以降に出生した児の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在胎週数28週以上 <p>【除外基準】※出生年による基準の違いはありません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先天性の要因（遺伝子異常など） ・新生児期の要因（分娩後の感染症など） ・妊娠若しくは分娩中における妊産婦の故意または重大な過失 ・地震、噴火、津波等の天災または戦争、暴動などの非常事態 ・生後6か月未満で亡くなられた場合 <p>【重症度の基準】※出生年による基準の違いはありません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者障害程度投球の1・2級相当の脳性麻痺 <p>※補償申請期間は児の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。ただし、診断が可能な場合は、生後6ヶ月から補償申請可能です。</p>	<p>（公財）日本医療機能評価機構 産科医療補償制度専用コールセンター</p> <p>—</p> <p><電話> 0120-330-637</p> <p><受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）</p>

IV 補装具・日常生活用具

障がいのある状況に応じて、補装具費、日常生活用具費の一部を助成します。用具を購入する前に申請が必要となりますので、各区福祉事務所障害者支援課へご相談ください。

自己負担額	用具の原則1割（用具毎に限度額の定めがあり、限度額を超えた場合は、超えた部分についても自己負担となります。）
負担上限月額	本人及びその配偶者（本人が障がい児（18歳未満）の場合は世帯全員）の市民税課税額に応じて決まります。

※市民税課税額とは、4～6月の申請は前年度、7～3月の申請は当年度の課税額を指します。

※本人及びその配偶者（本人が障がい児（18歳未満）の場合は世帯員）のどなたかお一人でも市民税所得割額が46万円以上の場合には助成の対象となりません。

※用具毎に耐用年数の定めがあり、期間中の再交付はできません。（補装具の場合、原則、修理による対応となります。）

I 補装具

身体障がいのある方の失われた部分等を補い、日常生活を円滑に行うために必要に応じて障がいに適した用具の交付、借受け又は修理を行なうものです。

※補装具の対象者については等級等の諸条件がありますので、事前にご相談ください。

(1) 種類と意見書必要の有無

※平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定められている難病等に該当している方についても、補装具の申請ができるようになりました。

※難病等の方の支給要件は原則身体障害者手帳所持者の支給要件に準じます。

※借受け制度の対象種目は、①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、②重度障害者用意思伝達装置、③歩行器、④座位保持椅子、の4種目が対象種目となります。

補装具の種類		意見書 (○必要 ×原則不要)		備考
		大人	児童	
視覚障がい	視覚障害者安全つえ（普通用・携帯用） ※処方内容の確認等で意見書が必要な場合があります。	×	×	遮光眼鏡は症状による条件があります。 弱視眼鏡には就労・就学等の条件があります。
	眼鏡（矯正・遮光・弱視眼鏡・コンタクト） ※眼鏡の度数変更にも、意見書が必要です。 義眼（普通義眼・特殊義眼・コンタクト義眼）			
聴覚障がい	補聴器（高度難聴用ポケット型・耳かけ型、重度難聴用ポケット型・耳かけ型、耳あな型、骨導式補聴器） 人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ） ※耳あな型は耳かけ型使用不可の方に限ります。 ※両耳装用は幼少児より使用者で就労・就学条件等があります。	○新規 ×再交付 ×修理	○新規 ○再交付 ×修理	耳かけ型・耳あな型には就労・就学等の条件があります。

補装具の種類		意見書 (○必要 ×原則不要)		備考
		大人	児童	
肢体不自由	歩行補助つえ（一本つえ以外） ※処方内容の確認等で意見書が必要な場合があります。	×		車椅子の型の変更には意見書が必要です。 実地試験があります。交付まで2か月程度必要です。 原則修理での対応となります。 児童（18歳未満）対象
	歩行器、座位保持装置 下肢装具、体幹装具、上肢装具、殻構造義肢 B. F. O（食事動作補助器） 車椅子（普通型・手押し型等） ※杖や装具でも歩行できない方に限ります。 ※心臓・呼吸機能障害の歩行困難者も一部該当	○新規 ×再交付 ×修理 ○借受け	○新規 ○再交付 ×修理 ○借受け	
	電動車椅子（三肢・四肢マヒ、頸椎損傷等の重度の歩行困難者） ※心臓・呼吸機能障害の歩行困難者も一部該当	○新規 ○再交付 ×修理		
	骨格構造義肢	○新規 ○再交付 ○修理	○新規 ○再交付 ○修理	
	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具 排便補助具		○新規 ○再交付 ×修理 ○借受け	
音声及び 肢体及び	重度障害者用意思伝達装置 ※作業療法士等の専門職員との連携・相談が必要な場合がありますので事前にご相談ください。 ※修理でもスイッチ類等処方内容の変更の場合等意見書が必要な場合があります。	○新規 ○再交付 ×修理 ○借受け	○新規 ○再交付 ×修理 ○借受け	使用状況等の確認調査を行なう場合があります。

(2) 申請に必要なもの

- ① 申請書（身体障害者手帳も必要）
- ② 調査書（家族状況を記入していただく書類）
- ③ 補装具費支給に係る調査等についての同意書
- ④ 意見書→必要な場合（上記表を参照）に提出

※①～④はお住まいの区の
障害者支援課にあります。
※市ホームページ（申請書ダウンロードページ）にも掲載してあります。

※意見書の記入ができる医師は、身体障害者手帳の指定医師でかつ専門医等条件があります。

（詳しい条件は意見書参照）

※意見書の内容と手帳の内容・等級が矛盾している場合は、意見書の訂正または手帳の等級変更・障害名追加をされないと、交付できませんのでご注意ください。

※給付種目や状況等によって、医師診断書等の提出をお願いする場合があります。

※18歳以上の場合、判定が必要な補装具の一部については、意見書をとらずに、直接判定を受ける方法もあります。窓口でご相談ください。

⑤ 個人番号カード

（※個人番号通知カードの場合は、身体障害者手帳、免許書等の身元を確認できるものが追加で必要となります。）

⑥ 見積書（登録業者が作成。18歳以上の方は申請者あて、18歳未満(児童)の方は保護者あて）

⑦ 以下は必要な場合のみ

a. 障害者総合支援法で定められた難病等で申請をする方

補装具費支給に関する主治医等の意見書（特殊な疾病用）様式第1号の2（第3条関係）

b. 修理・再交付申請時には、現在使用している装具の修理・再交付が必要であることがわかる画像の添付をお願いしています。

- c. 扶養親族に16歳以上19歳未満の者がいる方
16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
- d. 収入状況に係る調査に同意いただけない方
住民票謄本及び課税証明書（18歳以上の方は本人・配偶者、18歳未満の方は世帯全員）
- e. 1月1日現在静岡市に住所が無い方
旧市町村の課税証明書（18歳以上の方は本人・配偶者、18歳未満の方は世帯全員）

(3) 補装具の支給対象にはならない場合（以下の場合、申請できません。）

① 他の制度が対象となる場合

a. 介護保険

介護保険で車椅子、歩行器、杖（一本杖を除く）が福祉用具として貸与される場合。

※医師や地域リハビリテーション推進センターにより、障がい者の身体状況に個別に対応する必要がある方と認定を受けた場合については補装具で給付される場合もあります。

b. 労災保険

障がい原因が労災に該当する方は静岡労働基準監督署（電話：054-252-8108）で支給が可能かどうかを先に確認してください。

c. 健康保険

手術後等で一時的に必要なコルセットや、仮義肢（仮義足等）は治療用装具として、健康保険（国民健康保険・社会保険・後期高齢者医療）が適用される場合があります。加入先の健康保険へ問い合わせ、申請をお願いします。

※健康保険に該当するかどうかは、病院、業者等に確認してください。

② 入院中の場合、車椅子の交付は退院予定が決まらなると原則的には交付できません。

※退院の時期がある程度定まり、退院後の常時使用のため、必要な車椅子を入院中に処方し退院に合わせて交付できる場合があります。

③ 老人施設入所中の方は施設の車椅子を使用優先していただくことになります。

※施設の既製車が合わない場合は交付できる場合がありますので、ご相談ください。杖や車椅子等肢体不自由に対する補装具に関する相談は、地域リハビリテーション推進センター（リハ・パークしずおか）でも受け付けています。

(4) 申請後の手続きについて ※「支給決定通知」「補装具費支給券」が申請者宛て郵送されます。

① 補装具の製作中に変更が生じた際には、速やかに申請された窓口までご連絡ください。

② 申請時に意見書を作成された方は、意見書を作成した医師に完成した補装具を確認してもらい、「補装具費支給券」の判定員職氏名欄に署名されたものを補装具業者へ提出してください。

③ 全員納品時に補装具及び補装具を装用した状態を撮影し、画像資料を公費請求時に提出してください。

※適切で効果的な支給を行うために、補装具の画像を提出していただいております。（平成27年4月開始）

2 日常生活用具

障がいのある方に対し、障がいの種類と程度に応じ P30～44 の表に記載の各種用具を給付します。

※表に記載された限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

(1) 申請に必要なもの

① 申請書（様式第1号。身体障害者手帳又は療育手帳も必要）

② 調査書（様式第3号。家族状況を記入していただく書類）

③ 見積書

ア 助成金の代理受領をする業者が作成。

イ 代表者住所、代表者氏名、代表者印等の記載が必要。

ウ 宛名について、18歳以上の方は本人氏名、18歳未満（児童）の方は保護者氏名及び見積書内に対象児童の氏名の記載が必要。

（業者が作成。申請者あて）

④ カタログその他申請に係る用具の価格を確認することができる書類

（ストーマ装具、紙おむつは除く）

※以下は必要な場合のみ

・（住宅改修を申請される方）改修予定箇所の写真、改修前及び改修後予定図面

・（当該年の1月1日現在静岡市に住所がない方）旧住所地の市町村民税課税証明書

→18歳以上の方は本人と配偶者、18歳未満の方は世帯全員

・（扶養親族に16歳以上19歳未満の者がいる方）16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

・（難病により日常生活用具を申請する方）日常生活用具給付診断書（様式第2号）

・（医師の診断が必要な用具を申請する方）医師の診断書（任意様式）

※上記以外にも、給付種目や状況等に応じて、書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 注意事項

① 介護保険制度と重複品目については、介護保険該当者への給付はありません。

② 給付は原則在宅生活者に限ります。ただし、携帯用会話補助装置・ストーマ装具・紙おむつ・人工喉頭・頭部保護帽は入院・入所中でも給付できる場合があります。

③ ストーマ装具、紙おむつ、人工喉頭（埋込型用人工鼻）の申請は2か月分を1枚の見積書で申請してください。申請は一度に6か月分まで可能です。

※ストーマ装具、人工喉頭（埋込型用人工鼻）の申請は希望月の1か月前から希望月の末日までの間で申請できます。

（例 1月・2月分は12月1日～1月末日までに申請してください）



日常生活用具一覧表（成人） ※介護保険制度と重複品目は介護保険該当者への給付はありません。★（介護保険給付品目） ☆（介護保険給付品目） ☆（介護保険貨与品目）

介護保険	種類	限度額(円)	対象者（手帳内容と合致が必要）	性能等	耐用年数
排泄管理支援用具	ストーマ器具（消化器系）（原路系）	月8,600 月11,300	ぼうこう又は直腸の機能に障害を有する者であって、ストーマを造設したもの	—	—
	ストーマ代替品（紙おむつ等）	月12,000	別に定める要件を満たす障害者	※対象者については、58・59ページ「2 紙おむつ支給事業（4）注意事項」をご確認ください。	—
	収尿器	8,500	肢体不自由であって脊椎損傷等による排尿障害がある者	—	1年
介護・訓練支援用具	☆ 特殊寝台	154,000	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有する者	腕、脚等の訓練のできる器具（サイドレール等）を付帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度の調整のできる機能を有するもの	8年
	☆ 特殊マット	70,000	下肢若しくは体幹の機能障害を含む重度の肢体不自由であって常時介護を要する障害者等級1級の障害を有する者又は知的障害者としてA判定を受けたもの	褥瘡又は失禁等によるマットの汚染若しくは損耗を防止でき、機能を有するもの	4年
	★ 特殊尿器	67,000	下肢又は体幹の機能に障害等級1級の障害を有し常時介護を要する者	尿が自動的に吸引されるもの	5年
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有し入浴に当たって介護を要する者	障害者を担架に乗せたまま入浴装置により入浴させるもの	5年
	☆ 体位変換器	15,000	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有し下着交換等に当たって介護を要する者	—	5年
	☆ 移動用リフト（天井走行型その他の住宅改修を伴うものを除く。）	159,000	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有する者	—	4年
	★ 入浴補助用具（取付費を除く。）	90,000	下肢又は体幹の機能に障害を有し入浴に介護を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの	5年
	★ 便器	29,800	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有する者	必要に応じて手すりをつけることができるもの	8年
	T字状・棒状の杖	3,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害を有する者	—	3年
	☆ 移動・移乗支援用具（取付費を除く。）	60,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害を有し家庭内の移動等に当たって介護を要する者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 1 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	8年
自立生活支援用具					

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覽表（成人） ※介護保険制度と重複品目は介護保険該当者への給付はありません。★（介護保険給付品目） ☆（介護保険貸与品目）

介護保険	種類	限度額(円)	対象者（手帳内容と合致が必要）	性能等	耐用年数
	頭部保護帽	12,160	平衡機能が若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害を有する者又は知的障害者としてA判定を受けたものでてかんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
	特殊便器	151,200	上肢の機能に障害等級2級以上の障害を有する者又は知的障害者としてA判定を受けたもの	ペダル、ボタン等により容易に温水温風を出し得るもの	8年
	火災警報器	15,500	障害等級2級以上の障害を有する者又は知的障害者としてA判定を受けたものであって、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発して屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの (一世帯につき2台まで)	8年
	自動消火器	28,700	障害等級2級以上の障害を有する者又は知的障害者としてA判定を受けたものであって、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの	室内温度の異常上昇等を感じ、自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年
	電磁調理器	41,000	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者又は知的障害者としてA判定を受けたもの	—	6年
	歩行時間延長信号機 用小型送信機	7,000	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	—	5年
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	聴覚に障害等級2級以上の障害を有する者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	5年
	発動発電機人工呼吸器用外部バッテリー	200,000	障害等級2級以上の障害を有する者であって、在宅で人工呼吸器を使用しているもの	—	5年
	地震防災用具（食料品・水を除く。）	50,000 (防犯用ベストは5,000、防犯用リュックは7,000を限度とする。)	障害等級4級以上の障害を有する者又は知的障害者としてA判定を受けたものであって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの	地震発災時に障害者の安全を確保し、又は避難生活の負担を軽減する機能をも有するもの	5年

自立生活支援用具

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覽表（成人） ※介護保険制度と重複品目は介護保険該当者への給付はありません。★（介護保険給付品目） ☆（介護保険貸与品目）

介護保険	種類	限度額(円)	対象者（手帳内容と合致が必要）	性能等	耐用年数
	透析液加温器	51,500	腎臓の機能に障害等級3級以上の障害を有し自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を受けている者	透析液を加温し、一定温度に保つ機能を有するもの	5年
	ネブライザー	36,000	呼吸器の機能に障害等級3級以上の障害又は同程度の身体障害を有し自力で排痰が困難な者（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）	—	5年
	電気式たん吸引器	56,400	呼吸器の機能に障害等級3級以上の障害又は同程度の身体障害を有し自力で排痰が困難な者（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）	—	5年
	吸引器・ネブライザー両用器	69,000	呼吸器の機能に障害等級3級以上の障害又は同程度の身体障害を有し自力で排痰が困難な者（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）	—	5年
	酸素ボンベ運搬車	17,000	呼吸器の機能等に障害を有し在宅酸素療法を行う者（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）	—	10年
	視覚障害者用体温計（音声式）	9,000	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	—	5年
	視覚障害者用体重計（音声式）	18,000	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	—	5年
	視覚障害者用血圧計（音声式）	15,000	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）	—	5年
	パルスオキシメーター	42,000	呼吸器若しくは心臓の機能に障害を有する者又は当該用具が必要であることについての医師の診断書がある者であって、在宅酸素療法を受けている又は人工呼吸器を装着しているもの	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定できるもの	5年

在宅療養等支援用具

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覽表（成人） ※介護保険制度と重複品目は介護保険該当事者への給付はありません。★（介護保険給付品目） ☆（介護保険貸与品目）

介護保険	種類	限度額(円)	対象者（手帳内容と合致が必要）	性能等	耐用年数
	携帯用会話補助装置	98,800	音声又は言語の機能に障害を有する者又は肢体不自由であって発声・発語に著しい障害を有するもの（当該障害についての医師の診断書があるものに限る。）	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有するもの	5年
	情報・通信支援用具	150,000	上肢の機能又は視覚に障害等級2級以上の障害を有し、パソコン等コンピューターの入力操作が困難である者	障害者向けのパソコン等コンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトであるもの	4年
	点字ディスプレイ	383,500	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
	点字器	10,400	視覚に障害を有する者	—	5年
	点字タイプライター	63,100	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者（現に就労し、若しくは就学しているもの又は就労若しくは就学が見込まれるものに限る。）	—	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー （①録音再生機、②再生専用機）	①85,000 ②48,000	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	①DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なもの ②DAISY方式により記録された図書の再生が可能なもの ※①録音再生機または②再生専用機のみを選択	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能をもつもの	6年
	視覚障害者用読書器 （①据置型・携帯型、②携帯型電子ルーペ）	①198,000 ②28,400	視覚に障害を有する者であって、本装置により文字等を読む等認識することが可能なるもの	①画像入力装置により、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は、活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能をもつもの ②印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの ※①携帯型と②携帯型電子ルーペの併給はできません。	①8年 ②5年
	視覚障害者用時計	13,300	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	—	5年
	視覚障害者用ラジオ	29,000	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	テレビ放送等の音声を受信する機能を有するもの	5年
	聴覚障害者用通信装置（①印字型、②映像型）	①25,000 ②71,000	聴覚又は音声若しくは言語の機能に障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な状態であるもの	①一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能なもの ②通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能なもの ※①印字型または②映像型のいずれかを選択	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚に障害を有する者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する機能を有するもの	6年

情報・意思疎通支援用具

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覧表（成人）

※介護保険制度と重複品目は介護保険該当者への給付はありません。★（介護保険給付品目） ☆（介護保険貸与品目）

介護保険	種類	限度額(円)	対象者（手帳内容と合致が必要）	性能等	耐用年数
	人工喉頭(笛式・電動式)	70,100	音声又は言語の機能に障害を有する者であつて、喉頭を摘出したもの	呼吸によりゴム等の膜を振動させピニール等の管を通じて、又は顎下部等にあって電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年
	人工喉頭(埋込型用人工鼻)	1月当たり23,100円	音声又は言語の機能に障害を有する者であつて、喉頭を摘出したもの(常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。)	気管孔に取り付ける人工鼻用カセット及びびべースプレート	—
	視覚障害者用図書	市長が必要があると認める額	視覚に障害を有する者であつて、情報を主に点字、大活字又は音訳により入手しているもの	1年当たり6タイトル又は24巻まで	—
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	59,800	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	日常生活用品等に取り付けたタグの情報を受信することによって、あらかじめ録音した当該物品の名称その他の情報を再生するもの	5年
	人工内耳用体外装置(修理、医療保険適用となるものを除く。)	200,000	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装着している者であつて、当該装置を5年以上装着しているもの ※申請時に人工内耳装用者カードを提示してください。	—	5年
	人工内耳用電池	月2,500	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装着している者 ※申請時に人工内耳装用者カードを提示してください。	—	—
	人工内耳用電池の充電器	28,080	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装着している者 ※申請時に人工内耳装用者カードを提示してください。	—	3年
★	住宅改修費	200,000	下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動機能障害に限る。)に障害を有し、これらの障害を合算した障害等級が3級以上となる者又は視覚に障害等2級以上の障害を有する者であつて、介護保険の適用を受けないもの(洋式便器等への便器の取替えにあっては、加えて上肢の機能に障害等級2級以上の障害を有する者に限る。)	①手すりの取付け(壁の下地の補強を含む。) ②床の段差の解消(給排水設備工事を含む。) ③滑り止め防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(下地の補修及び根太の補強を含む。) ④引き戸等への扉の変更(壁及び柱の改修を含む。) ⑤洋式便器等への便器の取替え(給排水設備工事及び床材の変更を含む。) ⑥その他①から⑤の各工事に付帯して必要と認められる工事 ※62ページのあんしん住まい助成制度と重複する方はまずこちらに申請してください。	1件

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覧表（児童）

	種類	限度額(円)	対象者（手帳内容と合致が必要）	性能等	耐用年数
排泄管理支援用具	ストーマ器具 (消化器系) (尿路系)	月8,600 月11,300	ぼうこう又は直腸の機能に障害を有する児童であって、ストーマを造設したもの	—	—
	ストーマ代替品(紙おむつ等)	月12,000	別に定める要件を満たす障害児	※対象者については、58・59ページ「2 紙おむつ支給事業(4) 注意事項」をご確認ください。	—
	収尿器	8,500	高度の排尿機能障害を有する児童又は肢体不自由であって脊椎損傷等による排尿障害があるもの	—	1年
	特殊マット	70,000	下肢若しくは体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有し常時介護を要する児童又は知的障害児としてA判定を受けたものであって、原則として3歳以上であるもの	褥瘡又は失禁等によるマットの汚染若しくは損耗を防止できざる機能をもつもの	4年
	特殊尿器	67,000	下肢又は体幹の機能に障害等級1級の障害を有し常時介護を要する児童であって、原則として学齢に達しているもの	尿が自動的に吸引されるもの	5年
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有し入浴に当たって介助を要する児童であって、原則として3歳以上であるもの	障害児を担架に乗せたまま入浴させるもの	5年
	体位変換器	15,000	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有し下着交換等に当たって介助を要する児童であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年
	移動用リフト(天井走行型その他の住宅改修を伴うものを除く。)	159,000	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として3歳以上であるもの	—	4年
	訓練椅子	33,100	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として3歳以上であるもの	原則としてテーブルが付属しているもの	5年
	訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	腕、脚等の訓練のための器具(サイドレール等)を備えたもの	8年

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覧表（児童）

種類	限度額(円)	対象者（手帳内容と合致が必要）	性能等	耐用年数
入浴補助用具（取付費を除く。）	90,000	下肢又は体幹の機能に障害を有し入浴に介助を必要とする児童であって、原則として3歳以上であるもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの	5年
便器	29,800	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	手すり付きのもの	8年
T字状・棒状の杖	3,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害を有する児童	—	3年
移動・移乗支援用具（取付費を除く。）	60,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害を有し家庭内の移動等に当たって介助を要する児童であって、原則として3歳以上であるもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 1 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	8年
頭部保護帽	12,160	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害を有する児童又は知的障害児としてA判定を受けたものでてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
特殊便器	151,200	上肢の機能に障害等級2級以上の障害を有する児童又は知的障害児としてA判定を受けたものであって、原則として学齢に達しているもの	ペダル、ボタン等により容易に温水温風を出し得るもの	8年
火災警報器	15,500	障害等級2級以上の障害を有する児童又は知的障害児としてA判定を受けたものであって、火災発生時の感知又は避難が著しく困難なもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発して屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの （一世帯につき2台まで）	8年
自動消火器	28,700	障害等級2級以上の障害を有する児童又は知的障害児としてA判定を受けたものであって、火災発生時の感知又は避難が著しく困難なもの	室内温度の異常上昇等を感じ、自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年
歩行時間延長信号機 用小型送信機	7,000	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年

自立生活支援用具

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覧表（児童）

種類	限度額(円)	対象者（手帳内容と合致が必要）	性能等	耐用年数
発動発電機人工呼吸器用外部バッテリー	200,000	障害等級2級以上の障害を有する児童であって、在宅で人工呼吸器を使用しているもの	—	5年
地震防災用具（食料品・水を除く。）	50,000 (防犯用ベストは5,000、防犯用リュックは7,000を限度とする。)	障害等級4級以上の障害を有する児童又は知的障害児としてA判定を受けたものであって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの	地震発災時に障害児の安全を確保し、又は避難生活の負担を軽減する機能を有するもの	5年
透析液加温器	51,500	腎臓の機能に障害等級3級以上の障害を有し自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を受けている児童であって、原則として3歳以上であるもの	透析液を加温し、一定温度に保つ機能を有するもの	5年
ネブライザー	36,000	呼吸器の機能に障害等級3級以上の障害又は同程度の身体障害を有し自力で排痰が困難な児童（当該用具が必要であることについて医師の診断書があるものに限る。）であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年
電気式たん吸引器	56,400	呼吸器の機能に障害等級3級以上の障害又は同程度の身体障害を有し自力で排痰が困難な児童（当該用具が必要であることについて医師の診断書があるものに限る。）であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年
吸引器・ネブライザー 両用器	69,000	呼吸器の機能に障害等級3級以上の障害又は同程度の身体障害を有し自力で排痰が困難な児童（当該用具が必要であることについて医師の診断書があるものに限る。）であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年
視覚障害者用体温計（音声式）	9,000	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年
視覚障害者用体重計（音声式）	18,000	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年

在宅療養等支援用具

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覧表（児童）

種類	限度額(円)	対象者（手帳内容と合致が必要）	性能等	耐用年数
在宅療養等支援用具	15,000	視覚に障害等２級以上の障害を有する児童（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年
	42,000	呼吸器若しくは心臓の機能に障害を有する児童又は当該用具が必要であることについての医師の診断書がある児童であって、在宅酸素療法を受けている又は人工呼吸器を装着しているもの	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定できるもの	5年
情報・意思疎通支援用具	98,800	音声又は言語の機能に障害を有する児童又は肢体不自由であって発声・発語に著しい障害を有するもの（当該障害についての医師の診断書があるものに限る。）であって、原則として学齢に達しているもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有するもの	5年
	150,000	上肢の機能又は視覚に障害等２級以上の障害を有しパソコン等コンピューターの入力操作が困難である児童であって、原則として学齢に達しているもの	障害者向けのパソコン等コンピューター用周辺機器及びアプリケーションソフトであるもの	4年
	10,400	視覚に障害を有する児童	—	5年
	63,100	視覚に障害等２級以上の障害を有する児童（現に就労し、若しくは就学しているもの又は就労若しくは就学が見込まれるものに限る。）	—	5年
	①85,000 ②48,000	視覚に障害等２級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	①DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なもの ②DAISY方式により記録された図書の再生が可能なもの ※①録音再生機または②再生専用機のいずれかを選択	6年
	99,800	視覚に障害等２級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6年

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覽表（児童）

種類	限度額（円）	対象者（手帳内容と合致が必要）	性能等	耐用年数
視覚障害者用読書器 （①据置型・携帯型、②携帯型電子ルーペ）	①198,000 ②28,400	視覚に障害を有する児童であって、本装置により文字等を読む等認識することが可能になるもの	①画像入力装置により、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は、活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの ②印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの ※①携帯型と②携帯型電子ルーペの併給はできません。	①8年 ②5年
視覚障害者用ラジオ	29,000	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	テレビ放送等の音声を受信する機能を有するもの	5年
聴覚障害者用通信装置 （①印字型、②映像型）	①25,000 ②71,000	聴覚又は音声若しくは言語の機能に障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な状態であるもの	①一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能なもの ②通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能なもの ※①印字型または②映像型のいずれかを選択	5年
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚に障害を有する児童であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する機能を有するもの	6年
人工喉頭（笛式・電動式）	70,100	音声又は言語の機能に障害を有する児童であって、喉頭を摘出したもの	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて、又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年
人工喉頭（埋込型用人工鼻）	1月当たり 23,100円	音声又は言語の機能に障害を有する児童であって、喉頭を摘出したもの（常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。）	気管孔に取り付ける人工鼻用カセット及びびべースプレート	—
視覚障害者用図書	市長が必要であると認める額	視覚に障害を有する児童であって、情報を中心に点字、大活字又は音訳により入手しているもの	1年当たり6タイトル又は24巻まで	—
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	59,800	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	日常生活用品等に取り付けたタグの情報を受信することによって、あらかじめ録音した当該物品の名称その他の情報を知らせる音声を再生するもの	5年
人工内耳用体外装置 （修理、医療保険適用となるものを除く。）	200,000	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装着している児童であって、当該装置を5年以上装着しているもの ※申請時に人工内耳装用者カードを提示してください。	—	5年
人工内耳用電池	月2,500	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装着している児童 ※申請時に人工内耳装用者カードを提示してください。	—	—
人工内耳用電池の充電器	28,080	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装着している児童 ※申請時に人工内耳装用者カードを提示してください。	—	3年

情報・意思疎通支援用具

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覧表（児童）

種類	限度額(円)	対象者（手帳内容と合致が必要）	対象となる改修等	件数
居室補助生活動作用具	200,000	下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能障害に限る。）に障害を有し、これららの障害を合算した障害等級が3級以上となる児童又は視覚に障害等級2級以上となる障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの（洋式便器等への便器の取替えにあつては、加えて上肢の機能に障害等級2級以上の障害を有する児童に限る。）	①手すりの取付け（壁の下地の補強を含む。）②床の段差の解消（給排水設備工事を含む。）③滑り止め防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（下地の補修及び根太の補強を含む。）④引き戸等への扉の変更（壁及び柱の改修を含む。）⑤洋式便器等への便器の取替え（給排水設備工事及び床材の変更を含む。）⑥その他①から⑤の各工事に付帯して必要と認められる工事 ※62ページのあんしん住まい助成制度と重複する方はまずこちらに申請してください。	1件

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

地域リハビリテーション推進センターのご案内

高齢者や障害のある人が、いつまでも自分らしい生活が送れるよう、理学療法士や作業療法士が福祉用具や住宅改修に関するアドバイスをします。

- 杖・歩行器・車いす・介護用ベッド等の福祉用具を見て・触って・試すことができます。
- 玄関・トイレ・浴室等の住宅改修をシミュレーションすることができます。

※視覚・聴覚障害に関する福祉用具については、他の専門機関へご案内します。

開所時間

- ◇見学・体験：月～金曜日 8時30分～17時15分
 - ◇リハビリ介護専門相談：相談内容を含め事前にお電話ください。
 - ◇休館日：土・日・祭日・年末年始
- 〒420-0846 静岡市葵区城東町24-1
 城東保健福祉エリア
 保健福祉複合棟2階
 TEL 054-249-3182 FAX054-209-0103
 E-mail: chikirehabili@city.shizuoka.lg.jp

eyeセンターしずし（県立静岡視覚特別支援学校内）あいルームのご案内

「見えにくい」「見えない」ことによる日常生活の不便さを解消するための、様々な機器や便利グッズを展示しています。

ご本人はもちろん、ご家族や支援者のみなさんもお越しください。電話でのお問い合わせも受け付けています。

例えば・・・遠くや近くを見るためのレンズ類、音声で知らせる時計、電卓、体温計など乳幼児から成人まで、目に関する相談も行っています。（無料）

- 来校する際は、事前に下記までお電話でご連絡ください。

eyeセンターしずし（県立静岡視覚特別支援学校内）相談担当

電話：054-283-7300 FAX：054-282-8919 E-mail：shizuoka-sb@edu.pref.shizuoka.jp

住所：〒422-8006 静岡市駿河区曲金5-3-30（令和8年3月末まで県立静岡南部特別支援学校内に仮移転しています。）

※電話、FAX、E-mail等に変更はありません。

日常生活用具一覽表（難病） ※介護保険制度と重複品目は介護保険該当者への給付はありません。★（介護保険給付品目） ☆（介護保険貸与品目）

介護保険	種類	限度額(円)	対象者	性能等	耐用年数
排泄管理支援用具	ストーマ器具 (消化器系) (尿路系)	月8,600 月11,300	ぼうこう又は直腸の機能に障害を有する者 であって、ストーマを造設したもの	—	—
	ストーマ代替品（紙 おむつ等）	月12,000	医師が認める障害を有する者	—	—
	収尿器	8,500	排尿に障害を有する者	—	1年
☆	特殊寝台	154,000	下肢又は体幹の機能に障害を有し常時介護 を要する18歳以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具（サイドレール等）を付帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度の調整のできる機能を有するもの	8年
☆	特殊マット	70,000	下肢又は体幹の機能に障害を有し常時介護 を要する状態である者	褥瘡又は失禁等によるマットの汚染若しくは損耗を防止でき、機能を有するもの	4年
★	特殊尿器	67,000	下肢又は体幹の機能に障害を有し常時介護 を要する状態である者	尿が自動的に吸引されるもの	5年
介護・訓練支援用具	入浴担架	82,400	下肢又は体幹の機能に障害を有し入浴に当 たって介助を要する状態である者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	15,000	下肢又は体幹の機能に障害を有し下着交換 等に当たって介助を要する状態である者	—	5年
	移動用リフト（天井 走行型その他の住宅 改修を伴うものを除 く。）	159,000	下肢又は体幹の機能に障害を有する者	—	4年
☆	訓練椅子	33,100	下肢又は体幹の機能に障害を有する児童で あって、原則として3歳以上であるもの	原則としてテーブルが付属しているもの	5年
自立生活支援用具	訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹の機能に障害を有する児童で あって、原則として学齢に達しているもの	腕、脚等の訓練のための器具（サイドレール等）を備えたもの	8年
	入浴補助用具（取付 費を除く。）	90,000	下肢又は体幹の機能に障害を有し入浴に介 助を要する状態である者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの	5年
	便器	29,800	下肢又は体幹の機能に障害を有する者	必要に応じて手すりをつけることができるもの	8年
☆	T字状・棒状の杖	3,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障 害を有する者	—	3年

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覽表（難病） ※介護保険制度と重複品目は介護保険該当者への給付はありません。★（介護保険給付品目） ☆（介護保険貸与品目）

介護保険	種類	限度額(円)	対象者	性能等	耐用年数
☆	移動・移乗支援用具 (取付費を除く。)	60,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害を有し家庭内の移動等において介助を必要とする状態である者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 1 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	8年
	頭部保護帽	12,160	平衡若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害を有する者又はてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
	特殊便器	151,200	上肢の機能に障害を有する者	ペダル、ボタン等により容易に温水温風を出し得るもの	8年
	火災警報器	15,500	火災発生の感知又は避難が著しく困難な状態である者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発して屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの (一世帯につき2台まで)	8年
	自動消火器	28,700	火災発生の感知又は避難が著しく困難な状態である者	室内温度の異常上昇等を感じ、自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年
	電磁調理器	41,000	視覚に障害を有する者	—	6年
	歩行時間延長信号機 用小型送信機	7,000	視覚に障害を有する者	—	5年
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	聴覚に障害を有する者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	5年
	発動発電機人工呼吸器 器用外部バッテリー	200,000	在宅で人工呼吸器を使用している者	—	5年
	地震防災用具（食料品・水を除く。）	50,000 (防犯用ベストは5,000、防犯用リュックは7,000を限度とする。)	地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる者	地震発災時に障害者の安全を確保し、又は避難生活の負担を軽減する機能を有するもの	5年
	透析液加温器	51,500	自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を受けている者	透析液を加温し、一定温度に保つ機能を有するもの	5年
	ネブライザー	36,000	呼吸器の機能に障害を有し自力で排痰が困難な状態である者	—	5年
	電気式たん吸引器	56,400	呼吸器の機能に障害を有し自力で排痰が困難な状態にある者	—	5年

自立生活支援用具

在宅療養等支援用具

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覧表（難病） ※介護保険制度と重複品目とは介護保険該当者への給付はありません。★（介護保険給付品目） ☆（介護保険貸与品目）

介護保険	種類	限度額(円)	対象者	性能等	耐用年数
	吸引器・ネブライザー両用器	69,000	呼吸器の機能に障害を有し自力で排痰が困難な状態である者	—	5年
	酸素ボンベ運搬車	17,000	呼吸器の機能等に障害を有し在宅酸素療法を行う者	—	10年
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000	視覚に障害を有する者	—	5年
	視覚障害者用体重計(音声式)	18,000	視覚に障害を有する者	—	5年
	視覚障害者用血圧計(音声式)	15,000	視覚に障害を有する者	—	5年
	パルスオキシメーター	42,000	呼吸器若しくは心臓の機能に障害を有する者又は当該用具が必要である者であって、在宅酸素療法を受けている者又は人工呼吸器を装着しているもの	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定できるもの	5年
	携帯用会話補助装置	98,800	音声又は言語の機能に障害を有する者であって、発声・発語に著しい障害を有する状態であるもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有するもの	5年
	情報・通信支援用具	150,000	上肢の機能又は視覚に障害を有し、パソコン等コンピュータの入力操作が困難な状態である者	障害者向けのパソコン等コンピュータ用周辺機器及びアプリケーションソフトであるもの	4年
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	383,500	視覚に障害を有する者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
	点字器	10,400	視覚に障害を有する者	—	5年
	点字タイプライター	63,100	視覚に障害を有する者（現に就労し、若しくは就学しているもの又は就労若しくは就学が見込まれるものに限る。）	—	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー (①録音再生機、②再生専用機)	①85,000 ②48,000	視覚に障害を有する者	①DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なもの ②DAISY方式により記録された図書の再生が可能なもの ※①録音再生機または②再生専用機のいずれかを選択	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	視覚に障害を有する者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの ①画像入力装置により、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は、活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの ②印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの ※①携帯型と②携帯型電子ルーペの併給はできません。	6年
	視覚障害者用読書器 (①据置型・携帯型、②携帯型電子ルーペ)	①198,000 ②28,400	視覚に障害を有する者であって、本装置により文字等を読み取等認識することが可能なるもの	—	①8年 ②5年

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

日常生活用具一覽表（難病）

※介護保険制度と重複品目は介護保険該当者への給付はありません。★（介護保険給付品目） ☆（介護保険貨品目）

介護保険	種類	限度額(円)	対象者	性能等	耐用年数
	視覚障害者用時計	13,300	視覚に障害を有する者	—	5年
	視覚障害者用ラジオ	29,000	視覚に障害を有する者	テレビ放送等の音声を受信する機能を有するもの	5年
	聴覚障害者用通信装置 (①印字型、②映像型)	①25,000 ②71,000	聴覚又は音声若しくは言語の機能に障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な状態であるもの	①一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能なもの ②通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能なもの ※①印字型または②映像型のいずれかを選択	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚に障害を有する者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する機能を有するもの	6年
	人工喉頭（笛式・電動式）	70,100	音声又は言語の機能に障害を有する者であって、喉頭を摘出したもの	呼吸によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通じて、又は顎下部等にあって電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年
	人工喉頭（埋込型用人工鼻）	1月当たり23,100円	音声又は言語の機能に障害を有する者であって、喉頭を摘出したもの（常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。）	気管孔に取り付けられる人工鼻用カセット及びびべースプレート	—
	視覚障害者用図書	市長が必要があると認められる額	視覚に障害を有する者であって、情報を主に点字、大活字又は音訳により入手しているもの	1年当たり6タイトル又は24巻まで	—
	視覚障害者用音声I Cタグレコーダー	59,800	視覚に障害を有する者	日常生活用品等に取り付けられたタグの情報を受信することによって、あらかじめ録音した当該物品の名称その他の情報を再生するもの	5年
	人工内耳用体外装置 (修理、医療保険適用となるものを除く。)	200,000	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装着している者の上装着しているもの ※申請時に人工内耳装用者カードを提示してください。	—	5年
	人工内耳用電池	月2,500	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装着している者 ※申請時に人工内耳装用者カードを提示してください。	—	—
	人工内耳用電池の充電器	28,080	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装着している者 ※申請時に人工内耳装用者カードを提示してください。	—	3年
★	住宅改修費	200,000	下肢、体幹又は視覚に障害を有する者であって、介護保険の適用を受けないもの	①手すりの取付け（壁の下地の補強を含む。）②床の段差の解消（給排水設備工事を含む。）③滑り止め防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（下地の補修及び根太の補強を含む。）④引き戸等への扉の変更（壁及び柱の改修を含む。）⑤洋式便器等への便器の取替え（給排水設備工事及び床材の変更を含む。）⑥その他①から⑤の各工事に付帯して必要と認められる工事	1件
情報・意思疎通支援用具	居室補助生活動作			※62ページのあんしん住まい助成制度と重複する方はまずこちらに申請してください。	

限度額、対象者等の基準は、令和6年4月1日時点のものです。

V 税金

I 所得税、市民税・県民税、事業税、相続税、贈与税

身体障害者手帳、療育手帳、ならびに精神障害者保健福祉手帳が交付されると、所得税等の控除が受けられます。所得税の控除は、税務署での確定申告を行う際に、市民税・県民税の控除は、市民税課及び清水市税事務所にて市民税・県民税の申告を行う際に、申告書に氏名や等級などを記入することになります。お勤めの方は、会社での年末調整の際に含めることも可能です。具体的な税金の相談については、各申請窓口にご直接お尋ね下さい。

税目	項目	対象範囲	取扱・金額	申請・問合せ窓口
所得税	障害者控除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害者手帳の所持者の場合 ※ <u>身障手帳3～6級、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳2・3級</u> の手帳が交付されている方が該当します。	所得控除額 27万円	静岡税務署 054-252-8111 清水税務署 054-355-2360
		本人、同一生計配偶者または扶養親族が <u>特別障害者</u> の場合 ※ <u>特別障害者</u> とは <u>身障手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級</u> の手帳が交付されている方が該当します。	所得控除額 40万円	
		扶養親族または同一生計配偶者が <u>同居している特別障害者</u> に該当する場合	所得控除額 75万円	
	掛金控除 共済等 小規模企業	心身障害者扶養共済掛金条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金は小規模企業共済等掛金控除に該当します。	所得控除額 掛金額	
市民税・県民税	障害者控除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害者手帳の所持者の場合 ※ <u>身障手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級</u> の手帳が交付されている方が該当します。	所得控除額 26万円	【葵区の方】 市民税課 普通徴収第1係 054-221-1041 【駿河区の方】 市民税課 普通徴収第2係 054-221-1542
		本人、同一生計配偶者または扶養親族が <u>特別障害者</u> の場合 ※ <u>特別障害者</u> とは <u>身障手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級</u> の手帳が交付されている方が該当します。	所得控除額 30万円	
		扶養親族または同一生計配偶者が <u>同居している特別障害者</u> に該当する場合	所得控除額 53万円	
	掛金控除 共済等 小規模企業共	心身障害者扶養共済掛金条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金は小規模企業共済等掛金控除に該当します。	所得控除額 掛金額	【清水区の方】 清水市税事務所 市民税係 054-354-2072
個人事業税		両目の視力を喪失した方及び両目の矯正視力が0.06以下の視力障がいのある方が行うあんま、はり等医業に類する事業	非課税	静岡県 静岡財務事務所 054-286-9161
相続税		相続人が85歳未満の障害者の場合	税額控除	静岡税務署 054-252-8111
贈与税		特定障害者扶養信託契約に基づく特定障害者（特別障害者及び一定の障がい者）である受益者に対しては、信託受益権の価額が6千万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者は3千万円）までは、贈与税が課されません。	非課税 6,000万円 (特別障害者以外) 3,000万円	清水税務署 054-355-2360

※以下の申請用紙については各窓口にお問い合わせ下さい。

- 障害者控除対象者認定書：各区高齢介護課（高齢者福祉係）（ねたきり・認知症等の 65 歳以上の高齢者は、障害者手帳がなくても条件に該当する場合は『障害者控除対象者認定書』の交付を受けることができます。）
- おむつ使用証明書：各区高齢介護課（介護保険係）
- ストマ用装具使用証明書：各区福祉事務所障害者支援課

2 自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

身体障害者手帳及び療育手帳等の交付を受けている方で、下記の①・②に該当する場合は、所定の時期までに申請することにより、④の内容で自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免を受けることができますが、※タクシー券（P58）との併給は受けられません。

※残ったタクシー券がある方は、返納の上、減免申請に切り替えることができます。（軽自動車税種別割を除く）

※令和元年 10 月から、これまでの自動車取得税は「自動車税環境性能割」「軽自動車税環境性能割」に、自動車税は「自動車税種別割」、軽自動車税は「軽自動車税種別割」となりました。

（1）条件

- ① 当該自動車の「※7 所有者」が※1 障がい者自身であり、専ら障がい者のために取得・所有する自動車のうち、障がい者1名につき1台に限ります。（自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）は、当該自動車の「使用者」についても障がい者自身である必要があります。）

※7 割賦販売等により売主等に所有権が留保されている場合は、自動車検査証、軽自動車届出済証（車検証等）の「使用者」を「所有者」に読み替えます。

※1 障がい者が18歳未満又は知的障害A判定又は精神障害1級に該当する場合は、障がい者と生計を一にする者が「所有者」の場合も減免の対象となります。

- ② 障害の区分及び程度は、下表の範囲となっています。

区分 障害区分		障がい者本人が、運転出来る (運転免許証で判断) 場合	当該障がい者と生計を一にする 者(障がい者のみで構成される世帯 の場合は常時介護者含む)が運 転する場合
視覚障害		1級～3級及び4級の1（※P6等級表参照）	
聴覚障害		2級及び3級	
平衡機能障害		3級	
音声機能障害		3級のうち喉頭摘出による音声 機能障害の方	
上肢機能障害		1級～2級	
下肢機能障害		1級～6級	※1級～3級
体幹機能障害		1級～3級及び5級	※1級～3級
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～2級（1上肢のみを含む）	
	移動機能	1級～6級	※1級～3級（1下肢のみを含む）
内部障害		1級及び3級（心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は 直腸の機能障害が対象になります。）	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級～3級	
肝臓機能障害		1級～3級	
知的障害		療育手帳の障害の程度「重度（A）」	

※同一部位に複数障害を有している場合、部位ごとで合算された後の等級で判断します。

事前にお問い合わせください。

※総合等級の読み替えによる家族運転での減免の適用

下肢機能障害 4～6 級、体幹機能障害 5 級、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害 4～6 級の方で、重複して障がいのある方は、総合等級が上位の等級の場合、総合等級に読み替えて家族運転での減免の可否を判断します。

(例) 「下肢機能障害 4 級、上肢機能障害 3 級、総合等級 2 級」の場合、下肢機能障害 2 級とみなし、生計を一にする者が運転する場合でも減免の対象となります。

③減免対象となる車検証等の名義について

手帳の種類	車検証等の「所有者」 ※1	車検証等の「使用者」 ※2
身体障害者手帳（18 歳以上）	障がい者本人	障がい者本人 (軽自動車税種別割についてはこの限りではない)
身体障害者手帳（18 歳未満）	障がい者本人 又は 生計同一者 ※3	障がい者本人 又は 生計同一者 ※3 (軽自動車税種別割についてはこの限りではない)
療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳		

※1 自動車を所有権留保付割賦販売（ローン販売）で購入した場合は、所有者が自動車販売会社やローン会社でも減免の適用ができます。

※2 自動車税種別割と軽自動車税種別割では、車検証等の名義の要件が異なります。（くわしくは、担当部署にお尋ね下さい。）

※3 「生計同一者」とは、障がい者と生計を一にしている方をいい、減免申請の際には各区福祉事務所障害者支援課で交付する生計同一証明書が必要となります。（P51）

※4 車検証等の自家用・事業用の別欄に「事業用」と記載されている車両は、減免対象となりません。

※5 自動車税種別割は 3 月 31 日（新規・移転登録時に減免申請する場合はその日）までに、軽自動車税種別割は 4 月 1 日において、名義が上表のとおり登録されている自動車が減免の対象となります。

※6 自動車税種別割については、障がい者等が成年被後見人の場合、静岡県静岡財務事務所までお問い合わせください。

※7 原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車についても、減免の対象車両となります。

④ 減免額等

ア 自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割

課税標準額 300 万円に税率を乗じて得た額を上限に減免され、超過部分は課税対象となります。

※特種用途自動車のうち車いす移動車については、全額が減免となります。（一部要件等が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。）

イ 自動車税種別割

45,000 円（グリーン化対象車の場合は適用後の額）を上限に減免され、超過部分は課税されます。

※特種用途自動車のうち車いす移動車については、全額が減免となります。（一部要件等が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。）

ウ 軽自動車税種別割

全額が減免されます。

(2) 申請

ア 普通（小型）自動車の場合

自動車の取得状況	申請期限	減免の対象となる税金	申請に必要なもの	申請場所
①既に障がい者 本人の名義の 車を減免申請 (車検証の内容を 変える必要がな い場合)	特に期限はない。 ※1	自動車税種別割のみ (申請時期により 減免される年度が 異なります。※1)	・減免申請書(窓口にあ ります。) ・身体障害者手帳、療育 手帳又は精神障害者 保健福祉手帳(原本) ・車検証(原本)	① 静岡県 静岡財務事務所 自動車税課 054-286-9130
②車検証の名義 変更をして取得 (ナンバープレ ートのある 中古車)	自動車の名義変更 時の「自動車税(環 境性能割・種別割) 申告書」を提出す る際に同時に申請 ※2	自動車税環境性能割 及び翌年度の自動車 税種別割	・運転者の運転免許証 (原本又は 両面の コピー) ・生計同一証明書 …… (生計同一者が運転 する場合) ・常時介護証明書 …… (常時介護者が運転 する場合) ・既減免車の抹消登録証 明書又は移転登録(名 義変更)後の車検証の 写し(既に減免を受け ている車がある場合) 各申請場所へ確認の上、 申請してください。	②～③ 静岡県 静岡財務事務所 自動車税分室 静岡運輸支局隣 自動車会議所内 県税窓口 054-261-4029
③新車又はナンバ ープレートの ない中古車を 取得し申請	自動車の登録時の 「自動車税(環境 性能割・種別割) 申告書」を提出す る際に同時に申請 ※2	自動車税環境性能割 及び当年度の自動車 税種別割の月割り税 額		

※1 減免される年度と申請時期について

減免される年度	申請時期	要件
申請した年度から	年度当初(4月1日)から納期限の7日前まで (自動車税種別割の納期限は、毎年度5月31日で す。ただし、5月31日が週休日に当たるときは、 その次の平日が納期限となります。)	前年度3月31日までに減免 申請の要件を満たしていた 方

上記以外の「既に自動車をお持ちの場合の減免申請」は、申請した年度の翌年度からの減免となります。

※2 自動車の名義変更や登録について

自動車の名義変更・登録については、別に必要な書類等がありますので、中部運輸局静岡運輸支局(電話：050-5540-2050)へお問い合わせください。

イ 軽自動車の場合

対象となる税金	申請期限	持ち物	申請場所
<p>軽自動車税 環境性能割</p>	<p>軽自動車を取得するとき 軽自動車の名義変更をするとき※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書（窓口にあります） ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ・運転者の運転免許証 ・生計同一証明書 …… （生計同一者が運転する場合） ・常時介護証明書 …… （常時介護者が運転する場合） ・既減免車の抹消登録証明書又は移転登録（名義変更）後の車検証の写し （既に減免を受けている車がある場合） 	<p>静岡県静岡財務事務所 自動車税分室 軽自動車窓口</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">自動車会議所 軽自動車分室内 軽自動車税環境性能割申告窓口</p> <p>※電話でのお問い合わせは、普通車窓口（054-261-4029）へお願いします。</p>
<p>軽自動車税 種別割</p>	<p>納税通知書が届いてから納期限までの間に毎年申請する必要があります。</p> <p>☆当該年度の4月1日時点で所定の等級の手帳が交付されていて、軽自動車の※届出が済んでいる必要があります。</p> <p>※車両名義人の市外転出や身体障害者手帳の所有者が18歳到達の際に車検証記載内容の変更を届け出ないまま4月1日を経過すると、減免を受けられなくなる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書（窓口にあります） ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳と療養費公費負担がかかるもの ・車検証（写し） ※電子車検証の場合、自動車検査証記録事項（写し） ・運転者の運転免許証 ・納税通知書 ・生計同一証明書 …… （生計同一者が運転する場合） ・常時介護証明書 …… （常時介護者が運転する場合） 	<p>静岡市役所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税課軽自・諸税係 ・葵区役所井川支所 ・駿河税務センター ・駿河区役所長田支所 ・清水市税事務所市民税係 ・清水区役所蒲原支所

※軽自動車の名義変更や登録について

軽自動車の名義変更・登録については、別に必要な書類等がありますので、軽自動車検査協会静岡事務所（050-3816-1776）へお問い合わせください。

ウ 生計同一証明・常時介護証明書について

この証明書は、各区福祉事務所障害者支援課又は各保健福祉センターで交付します。

※代理人が申請する場合、記載の持ち物のほかに委任状が必要です。

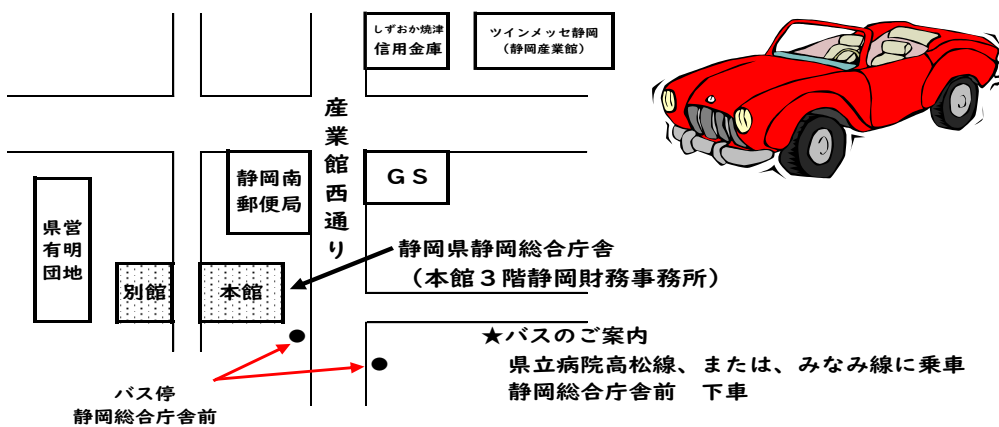
※障がい者本人が、施設入所や長期入院等により在宅生活でない場合は該当としません。

証明書	条件	持ち物	窓口
生計同一証明書	障がい者と運転者が同一世帯であること	・ 障害者手帳 ・ 運転者の免許証	各区福祉事務所 障害者支援課 各保健福祉センター (蒲原除く)
常時介護証明書	別居の常時介護者が運転する場合は、住民票上、手帳所持者が障がい者のみの世帯(戦傷病者手帳所持者含む)であることが条件となります。 ※障がい者のために少なくとも週3日以上使用している通所先の証明書が必要となります。	・ 上記持物 (手帳・免許証) ・ 運行計画書、誓約書、証明書 (書類は、各区福祉事務所障害者支援課にあります。)	各区福祉事務所 障害者支援課

☆手続きに行かれる前に、担当部署にお問い合わせください。

◎既に保有している車の手続きに関して(軽自動車を除く)

○静岡県静岡財務事務所【駿河区有明町2-20 電話:286-9130】



◎車検証を変更する点がある車の手続きに関して

- ①静岡県静岡財務事務所 自動車税分室
(静岡運輸支局隣 自動車会議所内 県税窓口)
【駿河区国吉田2-4-26 電話:261-4029】
- ②静岡県静岡財務事務所 自動車税分室 軽自動車窓口
(自動車会議所 軽自動車分室内 税申告窓口)
【駿河区国吉田1-1-27 電話:261-2334】



VI 公共交通機関・公共施設等の割引助成

乗物の割引は本人が乗車する際に適用されます。手帳を所持・提示をしないと割引が受けられませんので、ご注意ください。また、利用時には“介護者”であることの申し出が必要です。

■第1種、第2種については手帳に表記されています。

1 JR運賃

種別	利用形態	券種	本人	介護者
第1種	本人のみ ※1	普通乗車券	5割引	
	介護者あり(1名まで)	普通乗車券・普通急行券、 回数乗車券、定期※2	5割引	5割引
第2種	本人のみ ※1	普通乗車券	5割引	
	介護者あり(1名まで) ★本人12歳未満限定	定期※2	5割引	5割引

※1 片道の営業キロが100キロを超える場合

※2 小児定期乗車券を除く

※3 大人(12歳以上※小学生を除く)の第1種身体障害者の方が介護者の方と片道の営業キロが100キロ以内の区間を乗車する場合は、自動券売機でお2人分の小児の普通乗車券を購入し、その普通乗車券と身体障害者手帳を改札係に提示することで利用することもできます。

★詳細は、JR東海テレフォンセンター(電話:050-3772-3910)にご確認ください。

2 静岡鉄道 バス運賃

種別	利用形態	券種	本人	介護者
第1種	本人のみ	普通乗車券	5割引	
		定期乗車券※1	3割引	
	介護者あり(1名まで)	普通乗車券	5割引	5割引
		定期乗車券※1	3割引	3割引
第2種	本人のみ	普通乗車券	5割引	
		定期乗車券※1	3割引	
	介護者あり(1名まで)	普通乗車券	5割引	
		定期乗車券※1	3割引	3割引※2

※1 小児定期運賃適用者の割引はありません。

※2 本人が12歳未満の身体障がい者のみ介護人割引対象、本人が知的障がい者について介護人割引はありません。

※ 福祉割引適用の本人が幼児の無賃扱いの場合、介護人割引はありません。

※ 静岡新宿線、東京清水線、静岡大阪線、静岡甲府線、静岡成田空港線、相良渋谷線は第2種について介護人割引は適用外です。

※ ICカード(ルルカ)を利用する場合、1年ごと(毎年3月1日～31日)に取扱い窓口で更新が必要です。

★詳細は、静鉄バスコールセンター(電話:054-252-0505)にご確認ください。

3 静岡鉄道 電車運賃

種別	利用形態	券種	本人	介護者
第1種	本人のみ	普通乗車券 定期乗車券※1	5割引	
	介護者あり(1名まで)	普通乗車券 定期乗車券※1	5割引	5割引
第2種	本人のみ	普通乗車券 定期乗車券※1	5割引	
	介護者あり(1名まで) ★本人12歳未満限定	普通乗車券 定期乗車券※1	5割引	5割引

※1 小児定期運賃適用者の割引はありません。

※ 福祉割引適用の本人が幼児の無賃扱いの場合、介護人割引はありません。

※ 無人駅から乗車の場合は、改札付近のインターフォンで係員に伝えてください。

※ ICカード(ルルカ)を利用する場合、1年ごと(毎年3月1日～31日)に取扱い窓口で更新が必要です。

★詳細は静岡鉄道 新静岡駅 ☎054-254-5115 新清水駅 054-352-1500 にご確認ください。

4 タクシー運賃

身体障害者手帳・療育手帳所持者が、静岡県タクシー協会に登録しているタクシー会社のタクシーに乗車する際に手帳を提示すると、賃走料金が1割引になります。乗車時に手帳(写真欄)を提示してください。

※ P58「タクシー利用料金助成制度」と併用ができます。

※ また目の不自由な方がタクシーに乗り易いよう乗車サインを統一(白い杖を水平に持つこと)し、車両内には忘れ物などの申告ができるよう点字カードを貼布しています。

5 航空運賃

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の等級・種別に関わらず交付を受けた12歳以上の方が”国内旅客機”を利用する場合、本人及び介護者1名の航空運賃が割引になります。割引内容は各航空会社によって異なりますので、利用される航空会社へお問い合わせください。

6 スポーツ・観光施設（詳しくは施設に直接お問い合わせください。）

窓口到手帳を提示すると、入場料金の割引があります。割引内容等詳細については各施設にお問い合わせください。（下記以外にも割引のある施設もありますが、直接施設へお問い合わせください。）

(1) スポーツ施設

施設名	対象者	割引内容	連絡先
静岡市中央体育館	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の減額(5割)	電話 255-1010 F A X 252-6955
静岡市東部体育館	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の減額(5割)	電話 264-8485 F A X 264-8852
静岡市北部体育館	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の減額(5割)	電話 255-6262 F A X 255-6263
静岡市南部体育館	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の減額(5割)	電話 285-1133 F A X 287-2094
静岡市長田体育館	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の減額(5割)	電話 257-3411 F A X 257-3746
静岡市西ヶ谷総合運動場	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の減額(5割)	電話 296-1900 F A X 296-1711
静岡市清水総合運動場	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の減額(5割)	電話 334-5049 F A X 334-5554
静岡市清水ナショナルトレーニングセンター (クアプール・トレーニングルームのみ)	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の免除	電話 371-9000 F A X 367-7911
静岡市有度山総合公園運動施設 (ターゲットパードゴルフ・グラウンドゴルフ場のみ)	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の減額(5割)	電話 264-2722 F A X 264-2723
静岡市清水長崎新田スポーツ広場 ※ (軽運動室・体育室のみ)	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の減額(5割)	電話 344-3055 F A X 344-3056
静岡市清水駅東ロクライミング場 ※ (問合せ先は静岡市スポーツ振興課)	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	使用料の減額(5割)	電話 221-1071 F A X 221-1453
清水清見潟公園 (体育館・室内プール・トレーニング室)	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の減額(5割)	電話 367-9780 F A X 366-7764
駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の減額(5割)	電話 201-9200 F A X なし

※が付いている施設は、申請書の提出が必要な施設です。

(2) 観光施設

施設名	対象者	割引内容	連絡先
静岡市ふれあい健康増進館「ゆ・ら・ら」	本人・付添者・指導者 (付添者・指導者は本人1人につき1人)	利用料の減額(5割)	電話 263-3456 FAX 267-0877
静岡市立日本平動物園	本人・介助者 (介助者は本人1人につき1人)	入園料の免除	電話 262-3251 FAX 262-3489
静岡市美術館	本人・付添者 (付添者は本人1人につき原則1人)	観覧料の免除	電話 273-1515 FAX 273-1518
静岡市東海道広重美術館	本人・同伴者 (同伴者は本人1人につき1人)	入館料の免除	電話 375-4454 FAX 375-5321
静岡市由比本陣施設「本陣記念館」	本人・同伴者 (同伴者は本人1人につき1人)	入館料の免除	電話 375-5166 FAX 375-5167
静岡科学館	本人・付添者 (付添者は本人1人につき1人)	入館料の免除	電話 284-6960 FAX 284-6988
駿府匠宿	本人	創作体験料100円減額 (模型工房は対象外)	電話 256-1521 FAX 256-1584
静岡ホビースクエア	本人	企画展の入場料免除等 (お問い合わせください)	電話 289-3033 FAX 289-3034
静岡市立登呂博物館	本人・同伴者 (同伴者は本人1人につき1人)	観覧料の免除	電話 285-0476 FAX 287-1466
静岡市立芹沢銈介美術館	本人・同伴者 (同伴者は本人1人につき1人)	観覧料の免除	電話 282-5522 FAX 282-5510
静岡市歴史博物館	本人・同伴者 (同伴者は本人1人につき1人)	観覧料の免除	電話 204-1005 FAX 204-7373
駿府城公園 東御門・巽櫓・坤櫓・紅葉山庭園	本人・同伴者 (同伴者は本人1人につき1人)	入場料の免除	電話 251-0016 FAX 251-0056

※手帳の提示は、コピー不可(原本のみ受付)の施設もありますのでご注意ください。



7 NEXCO 等の有料道路料金

※割引を受けるには、事前に手続きが必要です。

通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を使用する障害のある方を対象に通行料金の 50%を割引する制度です。

手帳	・身体障害者手帳 1種 ・療育手帳A(1種)	・身体障害者手帳 2種(療育手帳Bの方は対象外)
対象	① 手帳所持者本人が運転する場合(身体障害者手帳所持者に限る) ② 介護者等が手帳所持者を乗せて運転する場合 ※手帳所持者を乗せていない場合、割引対象になりません。	手帳所持者本人が運転する場合 ※本人が運転できない場合は割引を受けられません。
申請窓口	・各区福祉事務所障害者支援課 ・各保健福祉センター(ETC レーンを利用しない場合のみ) ※ETC レーンを利用する場合は『高速道路会社ホームページ』からオンライン申請できます。 ⇒オンライン申請の方法はホームページをご参照ください。 https://www.expressway-discount.jp	
対象自動車	【自動車を事前登録する場合】 ・手帳所持者本人又はその親族等が所有するもの・本人又は親族が自動車を所有しない場合は介護者(1種のみ) ※事前登録する場合でも登録されていない自動車でも割引を受けることは可能ですが、その場合は一般レーンでの取り扱いとなります。 【自動車を事前登録しない場合】 ・親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車 ・タクシー、福祉有償運送車両(1種のみ) ※事前登録しない場合でも手続きは必要です	
車種	車検証の用途欄が ・「乗用」の自動車(定員 10 人以下) ・「一」の二輪自動車(総排気量が 125cc を超えるもの。) ・「貨物」の自動車(主にライトバン。後部座席があり定員 4~10 人で荷台で仕切られていないもの、又は仕切りがあるもので、最大積載量が 500kg 以下のもの。軽トラ不可。) ・「特種」の自動車(定員 10 人以下で形状欄が車椅子移動車・身体障害者輸送車・キャンピング車とあるもの。) ※自動車手帳所持者一人につき一台のみ申請できます。※事業用の自動車・会社名義の自動車は除きます。	
有効期限と更新	新規: 2 回目の誕生日まで。引続き割引を受けるには更新申請が必要です 更新: 有効期限の 2 か月前から 1 日前までに申請を行うことができます。有効期限は申請をした日から 3 回目の誕生日までになります。(有効期限日以後の申請は新規申請となります。) 変更: 車の変更や住所変更等、申請した内容に変更があれば申請をお願いします。変更申請の場合の有効期限はその後の 2 回目の誕生日まで有効です。 ※手帳の「再認定期日」が定められている場合は、その期日が有効期限となります。※手帳の再認定が済んでいない場合、更新ができないのでご注意ください。 ※18 歳未満の 1 種手帳所持者は親権者又は後見人の ETC カードでも割引を受けることができます。割引の有効期限は 18 歳の誕生日までになります。 ※ETC での割引を利用される場合、ETC 利用対象者証明書を NEXCO 中日本へ送付後、利用開始日が書かれた書面が郵送されます。利用開始日まで ETC を利用しての割引はできません。開始日までは手帳に貼ったシールを料金所で提示し、現金払いで割引の適用を受けてください。 ※ETC での割引適用は NEXCO での手続きに時間がかかるので、有効期限の 3 週間前までには更新の申請をしてください。 ※ETC 割引の対象でなくなった場合は下記の連絡先へお問い合わせください。 有料道路 ETC 割引登録係 045-477-1233(平日 9 時~17 時)	
持ち物	【自動車を事前登録する場合】※自動車を事前登録しない場合の持ち物は①、②のみとなります。 ①身体障害者手帳又は療育手帳(両方の手帳の交付を受けている場合は、両方お持ちください) ②運転免許証(障害者本人が運転する場合のみ) ※「変更」「更新」の場合は不要です ③車検証(電子車検証をご持参の場合は、加えて「自動車検査証記録事項」)…所有者欄(割賦契約等の場合は使用者欄)が対象者かどうか確認します。 ④割賦契約書又はリース契約書…割賦(ローン)購入又はリースの場合、契約書がないと手続きができません。 ※返済、契約が終わっている場合は、該当となる所有者(個人)の名義に変更されていなければ対象となりません。 ★ETC レーンを利用して割引を受ける方 上記①~④のほか、下記の⑤、⑥も必要です。有効期限の到来による更新で内容に変更がない場合は必要ありません。 ⑤対象障害者名義の ETC カード(1種の手帳所持者で 18 歳未満の方は、親権者又は後見人名義の ETC カードでも申請できます。) ⑥割引を受ける自動車に搭載されている ETC 車載器の「ETC 車載器セットアップ申込書・証明書」	
【注意】・申請した障害者が乗車していない時は、障害者割引の登録をした ETC カードは使用できません。有料道路割引登録をしていない ETC カードを別に用意し、使用してください。 ・有料道路を利用する際は、ETC 登録であっても必ず障害者手帳をご持参ください。		
★不明な点等お問い合わせ先: 中日本高速道路(株)NEXCO 中日本お客さまセンター 電話: 0120-922-229 052-223-0333(左記の番号がご利用できない場合)		

8 NHK放送受信料

(1) 免除基準

① 全額 次のa、bのすべてに該当する場合

a NHK放送受信料契約者と同じ世帯に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者がいる。

なおかつ、

b NHK放送受信料契約者の属する世帯全員が市民税非課税である。

② 半額 全額免除に該当しない場合で、次のa、bのどちらかに該当する場合

a 視覚・聴覚障がい者（等級は問わない）が住民票の世帯主であり、なおかつ、NHK放送受信料契約者の場合

または、

b 重度の障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者福祉手帳1級）が住民票の世帯主であり、なおかつ、NHK放送受信料契約者である。

(2) 手続き方法

① 各区福祉事務所障害者支援課または各保健福祉センターまで、障害者手帳と認め印をお持ちください。

※全額免除の場合で、申請する年（1月～6月に申請する場合は前年）の1月1日に静岡市に住所が無い世帯は、1月1日に居住していた市町村が発行した世帯員全員の課税証明書もお持ちください。

② 申請後、免除基準に該当する旨の証明書を発行しますので、これをNHKに提出（郵送も可）してください。

③ NHKが免除基準該当を確認し、折り返し「受理通知書」を送ります。

(3) 注意事項

免除事由が消滅（障がい者が死亡、世帯から転出等）したときは、直ちにNHKにお届けください。届け出が遅れますと、遡って差額を徴収される場合があります。

(4) 申請窓口・お問い合わせ先

NHK静岡放送局 〒422-8787 静岡市駿河区八幡一丁目6番1号

電話：054-654-5200（平日午前10時～午後5時）

9 携帯電話基本利用料等

(1) 対象者 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方

(2) 窓口 各携帯電話の取扱店

会社名	サービス名	※割引対象・割引率・割引の方法は各携帯電話会社に直接お問い合わせください。
NTT Docomo(ドコモ)	ハートイ割引	
au (KDDI)	スマイルハート割引	
SoftBank(ソフトバンク)	ハートフレンド割引	

10 青い鳥郵便葉書（詳しくは郵便局のホームページをご確認ください。）

日本郵便株式会社では重度の身体障がい及び知的障がいのある方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常はがきを20枚入れたものを、無料で配付しています。（詳しくは各郵便局にお問い合わせください。）

(1) 対象者 重度の身体障害者手帳（1・2級）、重度の療育手帳（A）の交付を受けている方

(2) 申込窓口 郵便局

(3) 受付期間 毎年4～5月

(4) 受取方法 郵便局窓口で手帳を提示し、申込書に必要事項を記入のうえ、提出します。

VII 補助・助成等制度 I

I タクシー利用料金助成制度

在宅の重度障がいのある方にタクシー利用料金の一部を助成するため、タクシー利用券を交付します。
(年間 550 円券を 24 枚：1 乗車につき 1 枚まで使用可) 市と協定を結んだタクシー会社のみ使用可です。
また、補装具または介護保険制度で電動車いすやリクライニング式車いす等の給付や貸与を受けている方で、身体障害者手帳の個別等級が下肢機能障害または体幹機能障害で 3 級以上の場合に、タクシー利用券とあわせて車いす用タクシー利用券(年間 500 円券を 48 枚：1 乗車につき複数枚使用可)の交付が受けられます。

対象者	支給制限
・身体障害者手帳 総合等級 1、2 級 ※ただし、聴覚及び音声言語又はそし やく機能障害を除く総合等級 ・療育手帳 A	次の方は助成を受けられません。 ・社会福祉施設に入所している方 ・長期入院されている方 ・自動車税(または軽自動車税)の減免を受けている方

(1) 申請窓口

◎各区福祉事務所障害者支援課、清水福祉事務所蒲原出張所

○各保健福祉センター(蒲原除く) ※但し、後日郵送でタクシー券を交付します。

(2) 申請に必要なもの

身体障害者手帳又は療育手帳

(3) 年度更新手続きについて

前年度にタクシー利用券の交付を受けていた方は、毎年 3 月頃に年度更新に関するお知らせを市から送付します。お知らせの内容に従い、年度更新の手続きを行ってください。(原則、郵送での手続きとなります。)

※P53「タクシー運賃割引制度(1割引)」と併用できます。

2 紙おむつ支給事業

(1) 申請窓口

各区福祉事務所障害者支援課

(2) 交付要件

以下の要件を全て満たす方に紙おむつ券(年間 120 枚、1 枚 200 円分。ただし、新規対象者(前年度に交付を受けていない方)の場合、申請月から残りの月数×10 枚)を交付します。

- ① 紙おむつを使用している。
- ② 静岡市に住民票がある。
- ③ 身体障害者手帳 1・2 級の者、療育手帳 A の者又は特別児童扶養手当 1 級の認定を受けた者
- ④ 所得税非課税世帯である。 ※令和 6 年 4 月～令和 6 年 6 月の申請→令和 4 年の所得で計算
※令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月の申請→令和 5 年の所得で計算
- ⑤ 入院・入所(老人保健施設、ケアハウス、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム、グループホーム等を除く)をしていない。 ※入院中の方については、退院後に申請してください。

- ⑥ 静岡市高齢者紙おむつ支給事業（高齢介護課）による紙おむつを受給していない。
- ⑦ 生活保護を受けていない。（生活保護受給中の方は各区福祉事務所生活支援課に申請して下さい。）

(3) 申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は特別児童扶養手当（Ⅰ級）の証書

(4) 注意事項

複数の制度で紙おむつ等の助成が実施されています。静岡市障害者等紙おむつ支給事業の助成対象となるかは各区福祉事務所障害者支援課にお問い合わせください。

次の症状で紙おむつ等の用具類を必要とする人は、日常生活用具の申請を優先します。

<日常生活用具での対象の方>

- ① ストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着できない方
- ② 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿（排便）機能障害のある方
- ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方
- ④ 満3歳以前に発現した脳性麻痺等の脳病変による姿勢及び運動の異常があり、排尿もしくは排便の意思表示が困難な方（ただし、申請時の年齢が満3歳以上であること。）

3 手話通訳者・要約筆記者派遣（意思疎通支援事業）

聴覚障がいのある方等の日常生活を支援するために手話通訳者、要約筆記者を派遣する制度です。

(1) 申請窓口

障害福祉企画課 地域生活支援係 ※申請書は静岡市公式ホームページからダウンロード可能

(2) 対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい、音声・言語機能障がいのある方
- ・聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要がある方

(3) 派遣事項等

生命・人権・職業・教育・教養等の日常生活に関すること 等

4 自動車運転免許取得費補助

(1) 対象者（下記の①～③の要件を全て満たす方）

- ① 18歳以上の身体障害者手帳の所持者
- ② 公安委員会指定自動車教習所（公認自動車学校）で教習を修了し、運転免許を取得した人
※初回の取得のみ有効
- ③ 運転免許証取得の日の属する年の前年（取得の日の属する月が1～6月の場合、前々年）の所得税額12万円以下の世帯

(2) 申請窓口

各区福祉事務所障害者支援課

(3) 申請に必要なもの

- ① 運転免許取得費補助金交付申請書
- ② 運転免許証の写し

- ③ 世帯全員の所得税納税証明書（確定申告の控え・源泉徴収票等（公的年金等含む））
- ④ 申請者の銀行口座がわかるもの
- ⑤ 身体障害者手帳

(4) 申請期間

運転免許取得後4カ月以内

(5) 補助金額

限度額 10 万円 ※当該年度予算の範囲内において、補助金を交付します。

5 自動車改造費補助

(1) 対象者（下記の①～④の要件を全て満たす方）

- ① 18歳以上で重度（1・2級）の肢体不自由の障がいのある方。
- ② 世帯の前年の所得額（1～6月までの間に申請を行う場合、前々年）が特別障害者手当の所得制限限度額を超えていないこと。
- ③ 障がい者本人が所有し、自ら運転する自動車の運転装置（ハンドル、アクセル、ブレーキ等）を改造する場合に限る。
- ④ 前回の補助金の交付日から3年が経過していること。

（以前、自動車改造補助申請をした人は、前回申請後3年経過しなければ申請できません。）

(2) 申請窓口

各区福祉事務所障害者支援課

(3) 申請に必要なもの

- ① 自動車改造費補助金交付申請書
- ② 身体障害者手帳の写し
- ③ 運転免許証の写し
- ④ 申請者の銀行口座がわかるもの
- ⑤ 改造に要する見積書
- ⑥ 改造の仕様書
- ⑦ 車検証の写し又は売買契約書の写し
- ⑧ 世帯全員の所得を証明する書類（1～6月申請は前々年分、7～12月申請は前年分）
（公的年金等含む）

(4) 申請期間

改造前（必ず、前もってご相談をお願いします。改造後では申請できません。）

(5) 補助額

限度額 10 万円（補助については所得制限があります。）

※当該年度予算の範囲内において、補助金を交付します。

6 重度身体障害者訪問入浴サービス

(1) 対象者

介護保険非該当者で、家庭での入浴が困難な肢体不自由1・2級の方のうち医師が入浴可能と認めた方

(2) 申請窓口

各区福祉事務所障害者支援課

(3) 注意事項

利用上限回数は、年間104回です。世帯の課税状況により、自己負担額が発生します。

7 在宅安心システム

緊急の事態が発生した時に自ら速やかな対応を行うことが困難である方の緊急事態等の救済、在宅生活における不安の軽減を図るために緊急通報システムを設置します。

機器の設置、撤去の費用、月々の利用料を全額助成します。（移転、故障、破損、修理等の費用は自己負担）ただし、警備会社より毎日定時にシステムが機能しているかの確認をするための通話料として、1日10円程度の電話代がかかります。（電話音は鳴りません）

(1) 対象者

身体障害者手帳1級または2級の方で以下①～③すべてに該当する者。

- ① 65歳未満で肢体に障がいのある方、または65歳以上で聴覚に障がいのある方
- ② 重度身体障害者のみで構成される世帯
- ③ 生活保護法による被保護世帯または市民税非課税世帯

※アナログ電話回線の場合のみ利用可能。

（アナログ回線の確認方法：NTT回線を利用している方は、「116」へお問い合わせ下さい。）

(2) 相談窓口

各区福祉事務所障害者支援課

(3) 申請窓口

障害者支援推進課

8 点字・声の広報等（ご希望の方は、取扱いの課へお申し込みください。）

広報等の種類	内容	取扱いの課	発行回数
広報しずおか	点字の広報しずおか（全文版、縮訳版）	広報課	月1回
	録音による広報しずおか		
市議会だより	点字の市議会だより	調査法制課	年4回
	録音による市議会だより		
みんなの社協しずおか	点字のみんなの社協しずおか	静岡市社会福祉協議会	年4回
	録音CDによるみんなの社協しずおか		
ごみの出し方・分別ガイドブック	録音による「ごみの出し方・分別ガイドブック」	収集業務課	改訂されたとき
図書貸出しサービス	視覚障がいのある方等への録音図書及び点字図書の貸出し 市内在住かつ独居の肢体不自由者等への宅配による図書の貸出し	中央図書館	—

■お問い合わせ先

広報課	電話：054-221-1021	FAX：054-221-1487
調査法制課	電話：054-221-1481	FAX：054-251-9213
収集業務課	電話：054-221-1365	FAX：054-221-1141
中央図書館	電話：054-247-6711	FAX：054-247-9971
静岡市社会福祉協議会	電話：054-254-5213	FAX：054-252-2420

VIII 補助・助成等制度2 (申請等の窓口が社会福祉協議会になるもの)

I あんしん住まい助成制度 ※日常生活用具の対象となる場合は、日常生活用具が優先されます。

在宅の重度障がいのある方がいる世帯に対し、障がいのある方の日常生活を容易にし、生活環境の改善を図るための住宅改造費の一部を助成します。助成金額は所得税額により補助率が異なり、限度額は80～100万円です。浴室・トイレ工事については、限度額の内訳にさらに助成額の上限があります。

☆浴室：55万円（浴槽の取替えと、これに付随して行う浴室改修）

☆トイレ：40万円（便器の取替えと、これに付随して行うトイレ改修）

(1) 相談・申請窓口（計画段階以前に必ず相談を受けてください。相談は電話で予約をしてください。）

葵区・駿河区：静岡市社会福祉協議会 葵区暮らし・しごと相談支援センター 054-249-3210

清水区： 静岡市社会福祉協議会 清水区暮らし・しごと相談支援センター 054-371-0305

(2) 対象者（下記の①～④の要件をすべて満たす方）

① 次のa・bいずれかに該当する方

a. 下肢または体幹を含む肢体不自由1・2級の方

b. 視覚障害1・2級の方（視力障害および視野障害で総合等級1・2級の方）

② 世帯全員の前年の所得税合算額が397,000円以下

③ 過去に当制度を利用したことのない住宅を改造する場合

④ 対象者に適するように住宅を改造する必要がある場合

※高齢福祉サービスにおいても同様の制度があります。詳しくは、相談窓口へお問い合わせください。

(3) 相談時に必要なもの

①身体障害者手帳 ②住宅改造の概略がわかるもの ③世帯全員の所得税額がわかるもの

2 生活福祉資金貸付制度

障がいのある方がいる世帯の自立した生活を支援するため、各種資金の貸し付けの相談に応じています。

■お問い合わせ・お申し込み先：静岡市社会福祉協議会 各区暮らし・しごと相談支援センター

資金の種類	貸付の内容	連帯保証人
福祉資金 福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用 (1) 生業を営むために必要な経費 (2) 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 (3) 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 (4) 福祉用具等の購入に必要な経費 (5) 障害者用自動車の購入に必要な経費 (6) 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 (7) 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 (8) 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 (9) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 (10) 冠婚葬祭に必要な経費 (11) 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 (12) 就職、技能習得等の支度に必要な経費 (13) その他日常生活上一時的に必要な経費	原則として1名必要 ・連帯借受人を立てた場合は原則不要 ・連帯保証人（連帯借受人）を立てない場合は年1.5%の利子（据置期間経過後）

※ その他「教育支援資金」等があります。

葵区暮らし・しごと相談センター

(静岡市社会福祉協議会 葵区地域福祉推進センター内)

郵便番号 420-0846

所在地 静岡市葵区城東町24-1

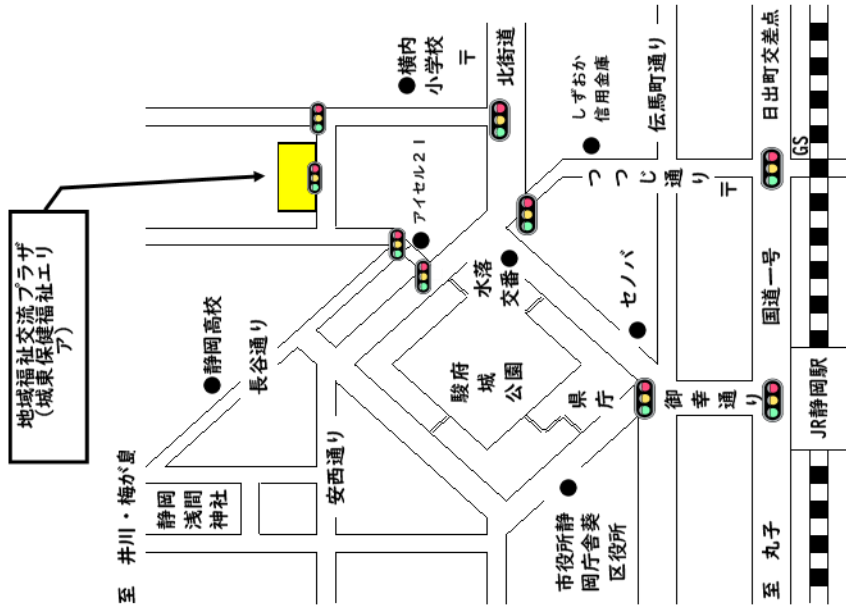
(城東保健福祉エリア (旧国立静岡病院跡地))

静岡市地域福祉交流プラザ内

電話 (054)249-3210 FAX (054)209-0128

受付時間 午前9時00分～午後5時00分

休館日 土・日・祝日・年末年始



駿河区暮らし・しごと相談支援センター

(静岡市社会福祉協議会 駿河区地域福祉推進センター内)

郵便番号 422-8074

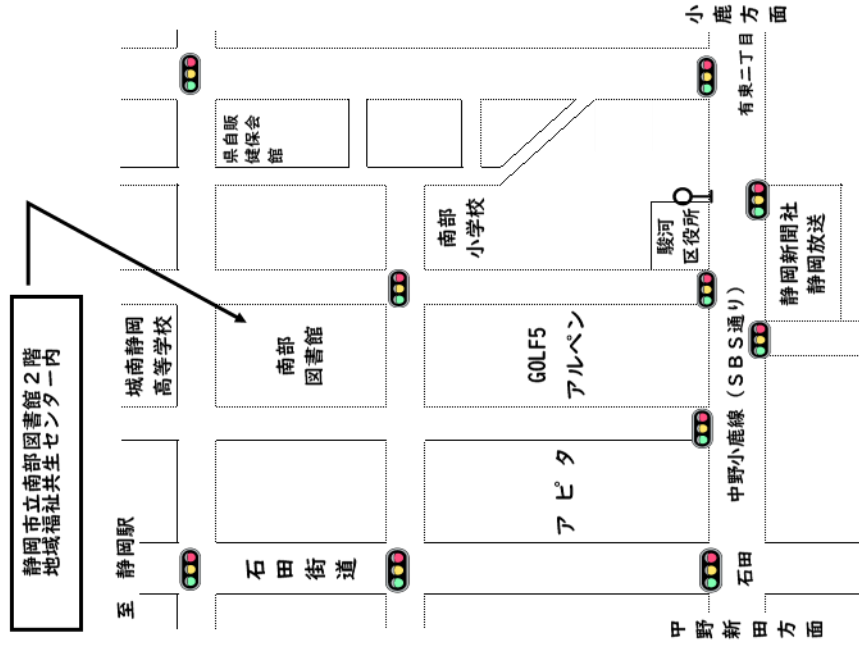
所在地 静岡市駿河区南八幡町3-1

(静岡市立南部図書館2階 地域福祉共生センター内)

電話 (054)286-9550 FAX (054)286-9545

受付時間 午前9時00分～午後5時00分

休館日 土・日・祝日・年末年始



清水区暮らし・しごと相談支援センター

(静岡市社会福祉協議会 清水区地域福祉推進センター内)

郵便番号 424-0807

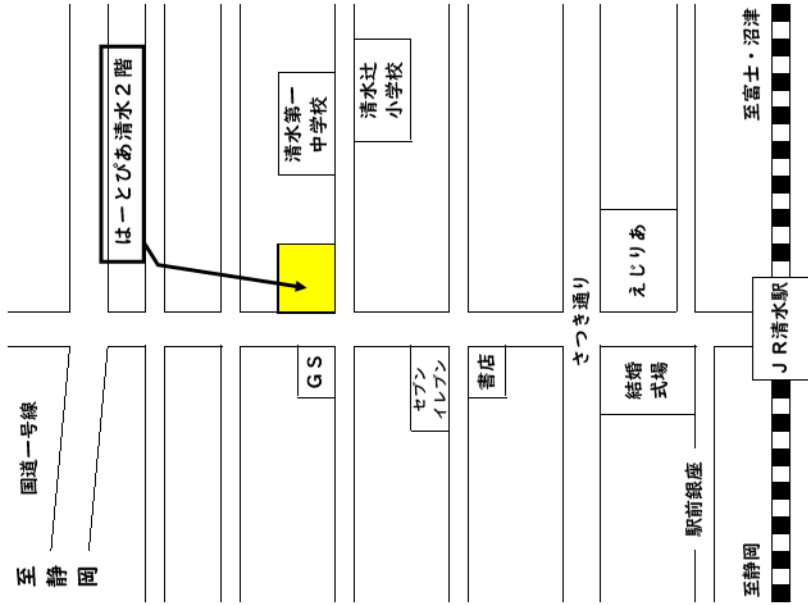
所在地 静岡市清水区宮代町1番1号

(はーとびあ清水2階)

電話 (054)371-0305 FAX (054)367-2460

受付時間 午前9時00分～午後5時00分

休館日 土・日・祝日・年末年始



IX 障害者総合支援法（※）による障害福祉サービス等

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス、障害児通所支援の概要は次のとおりです。

※正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。

1 申請窓口（以下の窓口にて申請手続きをお願いします。）

サービス利用者が18歳以上の場合	申請窓口
身体障害者手帳所持者又は療育手帳所持者	各区福祉事務所障害者支援課
難病の方（特定医療費（指定難病）受給者証所持者、特定医療（指定難病）受給者証却下通知書所持者、医師の診断書所持者）	
精神障がいの方 （精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院医療受給者）、医師の診断書所持者）	

サービス利用者が18歳未満の場合	申請窓口
身体障害者手帳所持者又は療育手帳所持者	各区福祉事務所障害者支援課
難病の方（特定医療費（指定難病）受給者証所持者、特定医療費（指定難病）受給者証却下通知書所持者、医師の診断書所持者）	
精神障害者保健福祉手帳所持者、 自立支援医療（精神通院医療受給者）	
発達障がいの方（医師の診断書所持者） ※上記障害者手帳所持者を除く。	
特別児童扶養手当受給者 ※上記障害者手帳所持者を除く。	
特別支援学校（学級）就学児童 ※上記障害者手帳所持者を除く。	静岡市児童相談所
障害児入所支援の利用を希望の方	

2 利用者負担

支給決定障害者等の属する世帯の収入等に応じて、障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援ごとに1か月の利用者負担の上限月額を定めます。当該負担上限月額を超えて利用者負担額を支払うことはありません。（具体的な金額は、次ページ「一覧表」参照。）

なお、同一世帯に属する支給決定障害者等に係る利用者負担の合計額（障害福祉サービス、補装具費、介護保険法に基づく居宅サービス等、障害児通所支援、障害児入所支援の利用者負担額の合計額）が一定の額を超える場合には超過部分を償還する仕組み（高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費）があります。詳しくは、各申請窓口へお問い合わせください。

所得区分		利用者負担 上限月額
生活保護 受給世帯		0円
市民税 非課税世帯		0円
市民税 課税世帯	・居宅で生活する18歳未満の者（所得割28万円未満の世帯に限る。）	4,600円
	・居宅で生活する18歳以上の者（所得割16万円未満の世帯に限る。）※1 ・20歳未満の施設入所者（所得割28万円未満の世帯に限る。）※2	9,300円
	上記以外の者	37,200円

※1 グループホーム、宿泊型自立訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を利用している者を除く。

※2 指定療養介護、指定障害者支援施設又は指定障害児入所施設に入所している者

3 サービス体系

※ 以下のサービスには、障害支援区分等により対象者要件が個別に定められています。また、65歳以上の方は原則として介護保険制度が優先されます。詳しくは、申請窓口でご確認ください。

(1) 障害福祉サービス等 【障害者総合支援法】

ア 訪問系サービス

サービス種別	対象者	サービス内容
居宅介護	障害児 障害者	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	障害者	重度の肢体不自由者又は知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
同行援護	障害児 障害者	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。
行動援護	障害児 障害者	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。
短期入所	障害児 障害者	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
重度障害者等 包括支援	障害児 障害者	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。

イ 日中活動系サービス

サービス種別	対象者	サービス内容
療養介護	障害者	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。
生活介護	障害者	障害者支援施設その他の施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。
自立訓練 (機能訓練)	障害者	障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	障害者	障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
宿泊型 自立訓練	障害者	知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
就労移行支援	障害者	就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
就労定着支援	障害者	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に対し、事業所での就労の継続を図るために、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。
就労継続支援 A 型	障害者	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
就労継続支援 B 型	障害者	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

ウ 居住系サービス

サービス種別	対象者	サービス内容
施設入所支援	障害者	その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	障害者	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
自立生活援助	障害者	施設入所支援等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、居宅における自立した日常生活を営むうえでのさまざまな問題に対して、定期的な巡回訪問や当該障害者からの相談に応じ、必要な援助を行う。

エ 地域相談支援

サービス種別	対象者	サービス内容
地域移行支援	障害者	障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
地域定着支援	障害者	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。

(2) 障害児通所支援 【児童福祉法】

サービス種別	対象者	サービス内容
児童発達支援	障害児 (未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身 障害児	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行う。
放課後等 デイサービス	障害児 (就学児)	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
保育所等 訪問支援	障害児	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

(3) 障害児入所支援 【児童福祉法】

サービス種別	対象者	サービス内容
障害児 入所支援	障害児	障害児入所施設（指定医療機関）に入所（入院）する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。 また、障害児入所施設（指定医療機関）に入所（入院）する障害児のうち、治療が必要な知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（重症心身障害児）に対して、治療を行う。

① サービス利用申請

- ・申請者は、障害福祉サービス又は障害児通所支援に係る利用申請書を市窓口（各区障害者支援課）に提出します。
- ・市は、「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」を申請者に交付します。

② 「指定特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」と契約

- ・申請者は、計画相談支援の提供について、事業者と利用に関する契約を行います。
※障害児通所支援を利用する場合は、指定障害児相談支援事業者の指定を受けた事業者と契約します。
- ・「指定特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」は、「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」を作成し、申請者に交付します。

③ 市による調査

- ・市は、申請者に対し、障害支援区分認定調査（障害福祉サービスの利用の場合）、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。

④ 審査判定（介護給付の障害福祉サービスを利用する場合）

- ・市は、障害支援区分認定等審査会に対し、障害支援区分の審査判定を依頼します。
- ・市は、審査会の判定を基に障害支援区分の認定を行います。

⑤ 「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」の提出

- ・申請者は、「指定特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」が作成した「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」を市窓口に出します。
- ・併せて、「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」、「計画相談支援・障害児相談支援依頼届出書」を提出します。

⑥ 障害福祉サービス等の支給決定

- ・市は、「介護給付費等支給決定通知書」（又は「障害児通所給付費支給決定通知書」）及び「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給通知書」を交付し、申請者のサービス利用に係る公費負担を決定します。
- ・併せて、「障害福祉サービス受給者証」、「地域相談支援受給者証」、又は「通所受給者証」を申請者に交付します。

⑦ 「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の作成、サービス提供事業者と契約

- ・「指定特定相談支援事業者」又は「障害児相談支援事業者」は、支給決定を踏まえ、サービス提供事業者と連絡調整を行い、「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」を作成し、申請者に交付します。
- ・申請者は、サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

⑧ サービス利用開始

- ・申請者は、「障害福祉サービス受給者証」、「地域相談支援受給者証」、「通所受給者証」を事業者に提示し、サービスを利用します。

⑨ モニタリング

- ・「指定特定相談事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。

X 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出支援を行います。

1 対象者

- (1) 身体障害者手帳を所持し、肢体不自由Ⅰ級（上肢及び下肢※のいずれにもⅠ級の障がいがあるもの）の方
※移動運動機能障害Ⅰ級については下肢Ⅰ級に相当する障害とみなします。
- (2) 療育手帳を所持している方
- (3) 精神障がいのある方

2 支援内容

1月当たり25時間を基準に市長が必要であると認める時間数

ただし、社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等の社会参加の為の外出で、下記の各号のいずれにも該当せず1日の範囲内で用務を終えるもの。

（対象とならない外出）

- (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- (2) 通学及び通所等の送迎を目的とした外出
- (3) 通年かつ長期にわたる外出
- (4) 社会通念上、公的な支援として当該事業を利用することが適当でない外出

3 申請方法

お住まいの区の福祉事務所障害者支援課にご相談ください。

XI 日中一時支援

一時的な見守りその他支援のため、施設で日中を一時的に過ごす支援を行います。

- (1) 対象者
 - ① 身体障害者手帳を所持している方
 - ② 療育手帳を所持している方

(2) 支援内容

1月当たり10日以内で市長が必要であると認める日数(利用時間が4時間以下である場合は1/4日とし、4時間を超え8時間以下である場合は1/2日とし、8時間を超える場合は3/4日として日数を算定する。)

(3) 申請方法

お住まいの区の福祉事務所障害者支援課にご相談ください。

XII その他

I 防災情報

静岡市消防局では、音声による119番通報が困難な方からの緊急通報に備えて、NET119とFAX119をご用意しています。

また、令和3年7月1日から、公共インフラとして「電話リレーサービス」が開始されました。事前登録することによって、緊急通報等の際に活用することができる制度です。詳細については、「電話リレーサービス」を推進している総務省のホームページをご確認ください。

●NET119

音声による119番通報が困難な方が、携帯電話等の画面を見ながらチャット形式による文字対話で119番通報を行う方法です。携帯電話等のインターネット接続機能を利用しています。

(1) 対象者

静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町に居住し、通学し、又は通勤する聴覚及び音声・言語・そしゃく機能などの障がいその他の理由により音声による通報が難しい方々を対象としています。

(2) 利用可能地域

NET119は、全国どこからでも最寄りの消防本部へ、通報場所を管轄する消防本部がNET119を導入していない場合は静岡市消防局へ通報できます。

(3) 利用可能機種

インターネット接続機能、電子メール機能及び位置情報取得機能を、すべて備えている携帯電話やスマートフォン等で利用できます。

(4) 申請窓口

各区福祉事務所障害者支援課

(5) 注意事項

- ・ 携帯電話等の電波表示が圏外の場所では利用することができません。また、電波状況が悪く位置情報を取得できない場所では通報できないことがあります。
- ・ 緊急通報及び練習通報のパケット通信料は、利用者の負担となります。

お問い合わせ先 静岡市消防局 警防部 指令課 FAX：054-280-0128 電話：054-280-0127

●FAX119

音声による119番通報が困難な方が、FAXを使用して119番通報を行う方法です。用紙に住所、氏名、火災、救急の種別等を記入し、119番をダイヤルしてFAXの送信をしてください。折り返し、出動した旨等を返信します。

FAXの書式は、静岡市消防局のホームページ内にあるFAX119番用紙(例)をご利用下さい。

お問い合わせ先 静岡市消防局 警防部 指令課 FAX：054-280-0128 電話：054-280-0127

●静岡市防災メール

静岡市では、地震関連情報、気象関連情報等を携帯電話等へお知らせする「静岡市防災メール」の配信サービスを実施しています。緊急情報を収集する手段として、ぜひご利用ください。

地震関連情報

- 震源・震度に関する情報（最大震度4以上の地震）
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）
- 津波に関する情報（大津波警報、津波警報、津波注意報）

気象関連情報

- 気象特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮）
気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）
- 土砂災害警戒情報 ○竜巻注意情報 ○指定河川洪水予報（安倍川、富士川）
- 記録的短時間大雨情報

その他の情報

- 緊急情報（避難指示等） ○広域的水道情報 ○防犯関連情報（振込め詐欺等）
- 交通安全情報 ○光化学オキシダント注意報及び警報 ○国民保護に関する情報
- 道路通行規制情報

【問合せ先】静岡市 危機管理局 危機管理課

電話(054)221-1243 F A X (054) 251-5783

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001526.html

●避難場所等

地震・風水害等の災害に対して、災害の事象ごとに避難場所等を指定しています。避難場所等の所在に関しては、市のホームページで公開している「避難場所・避難所一覧」をご覧ください。

※視覚障がいのある方は各区役所地域総務課もしくは危機管理課までお問い合わせください。

2 静岡市バリアフリーマップ

静岡市では、障がいのある方やご高齢の方、小さなお子様連れの方等、全ての人が安心して外出でき、どんな方でも訪れやすいまちをめざして、市内施設のバリアフリー整備状況を検索できるホームページ『静岡市バリアフリーマップ』を公開しています。ぜひご覧ください。

■ホームページ URL

<https://ud-shizuoka.jp/ubpla/>

■掲載施設

掲載施設は、公共施設の他、車いす対応トイレがあり掲載の同意を得られた民間施設も多数掲載しています。

■施設の検索方法

「用途から」「町名から」「設備から」「地図から」の4種の方法で検索できます。

■メッセージ

このホームページでは、バリアフリーマップのほか、本市のユニバーサルデザイン・バリアフリーに関するさまざまな情報・取り組みをまとめて掲載しています。観光やお仕事で市外からのお客様をもてなす際は、静岡市バリアフリーマップをぜひご紹介ください。

3 駐車禁止除外指定車（歩行困難な方の移動のため使用中の車両が対象です。）

(1) 申請窓口 お住まいを管轄する警察署

静岡中央警察署	054-250-0110	清水警察署	054-366-0110
静岡南警察署	054-288-0110	清水警察署蒲原分庁舎	054-385-0277

(2) 対象者

① 身体障害者手帳（下記に該当する場合で、歩行が困難と認められるもの）

- ・視覚障害1～3級及び4級の1（4級のうち視野障害の方を除く。）
- ・聴覚障害2、3級
- ・平衡機能障害3級
- ・上肢機能障害1級、2級の1（両上肢の機能の著しい障害）及び2級の2（障害両上肢のすべての指を欠くもの）
- ・下肢機能障害1～4級
- ・体幹機能障害1～3級
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

※上肢機能1、2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）※移動機能1～3級

- ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害1級及び3級
- ・免疫機能障害、肝臓機能障害1～3級

② 療育手帳（A）

③ 精神障害者保健福祉手帳（1級）

④ 戦傷病者手帳（重度）の交付を受けている方のうち、指定項症に該当する方

⑤ 小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症の認定を受けている方）

※利用に際して注意事項があります。手続きの際に警察署から説明があります。

(3) 申請に必要なもの

身体障害者手帳等の原本またはコピー、住所を証明する運転免許証等の原本またはコピー。

(4) 標章の郵送交付について

標章の郵送交付（レターパックプラス）を希望する方は、事前に申請警察署へ相談してください。

4 静岡県ゆずりあい駐車場制度

(1) 制度の概要

不特定多数の人が訪れる公共施設やスーパーマーケット等の店舗には、国際シンボルマーク（P75）の表示がされた車いすマークの駐車場が設けられていますが、一般の人がその駐車場を利用してしまい、本当に必要な人が利用しづらいという声が多く聞かれます。

そのため、車いす利用者等歩行が困難な方々に「利用証」を交付し、駐車時に掲げてもらうことで、駐車場の適正利用を図る取組「静岡県ゆずりあい駐車場」（静岡県の制度）が行われています。

(2) 対象者（下記の区分に該当し、かつ歩行が困難な方）

- ① 身体障害者：身体障害者手帳の視覚障害（1～4級の1）、聴覚障害（2～3級）、平衡機能障害（3級）、肢体不自由上肢（1～2級の2）、肢体不自由下肢（1～4級）、肢体不自由体幹（1～3級）、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害・上肢機能（1～2級 但し一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）・移動機能（1～3級）の方、内部障害（1～3級）

- ② 知的障害者：知的障害者療育手帳Aの方
- ③ 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ④ 高齢者：介護保険の要介護状態区分「要介護度2」以上の方
- ⑤ 難病患者：特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者
- ⑥ 妊産婦：妊娠7か月から産後3か月まで（有効期限有り）

(3) 申出の方法（利用証交付窓口）

■ 申出窓口

身体・知的・精神障がいのある方（①②③）	各区福祉事務所障害者支援課（各区役所）
要介護認定「要介護」2以上の方（④）	各区福祉事務所高齢介護課介護保険係（各区役所）
難病の方（⑤）	保健所総務課【葵区城東町24-1】 保健所清水支所【清水区旭町6-8】
妊産婦の方（⑥）	子ども家庭課【清水区旭町6-8】 駿河区子育て支援課（駿河区役所） 福祉総務課【葵区追手町5-1】（①～⑥） 障害福祉企画課【葵区追手町5-1】（①～⑥）

※「蒲原出張所」【清水区蒲原新田1-21-1】でも受け付けています（①～⑥）

※郵送希望の方は、申出書・必要書類の写し及び郵便切手140円分を同封し静岡県庁福祉長寿政策課あてに送付してください。【〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号】

■ 申出に必要なもの（写しでも可）

- ①に該当する方…身体障害者手帳
- ②に該当する方…療育手帳
- ③に該当する方…精神障害者保健福祉手帳
- ④に該当する方…介護保険被保険者証
- ⑤に該当する方…特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券
- ⑥に該当する方…母子健康手帳

■ 申出書

上記窓口で受領、又は静岡県ゆずりあい駐車場制度のホームページからダウンロードしてください。

<ホームページURL>

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003072.html

(4) 留意事項

本制度は、車いすマークの駐車場の適正利用を促すものであり、利用証がなければ車いすマークの駐車場に駐車できない、というものではありません。警察署が発行している「駐車禁止除外指定車（標章）」は、標識による駐車禁止の交通規制が実施されている場所（道路等）に駐車可能とするものであり、本制度とは異なりますのでご注意ください。

- (5) お問い合わせ先
- | | | | |
|----------|-------|---------|-----------------|
| ■ 交付について | 静岡市役所 | 福祉総務課 | 電話：054-221-1335 |
| ■ 制度について | 静岡県庁 | 福祉長寿政策課 | 電話：054-221-2052 |

5 ふれあい収集

障がい者等の日常生活における負担を軽減するため、戸別に屋内から不燃・粗大ごみの運び出し及び収集を行っています。

(1) 対象者

ご家族や知人の協力が得られない①または②に該当する方

- ①高齢者（65歳以上）のみの世帯に属する者
- ②障がいのある方のみの世帯に属する者

(2) 申し込み先

不燃・粗大ごみ受付センター

電話：0120-532-471

※静岡県外・一部 IP 電話からの通話など、フリーダイヤルをご利用いただけない場合には、「054-292-6700」（通話料有料）へお電話ください。

受付時間：月曜日から金曜日（年末年始を除く）の午前9時から午後7時まで

※祝日（土・日を除く）も受付しています。

(3) 申し込みの流れ

- ①不燃・粗大ごみ受付センターに電話をし、「ふれあい収集」と申し出てください。
- ②後日、収集センター職員よりご連絡し、収集予定日を決めます。
- ③収集の際に立ち会いをお願いします。（申込者本人のほか、ご家族以外の方の立ち会いが必要です。）

(4) 聴覚などに障がいのある方の申し込みについて

聴覚などに障がいのある方で電話により申し込むことが困難な場合は、FAX・郵送でも申し込むことができます。

ふれあい収集希望の旨を記載し、氏名、住所、FAX 番号（郵送の場合は不要）、ごみの品目及び数量（7点まで）、排出場所、簡単な地図をご記入の上、下記「収集業務課」までお申し込みください。

なお、通常の不燃・粗大ごみ収集についても、FAX・郵送のお申し込みを受け付けています。

○静岡市役所 収集業務課

〒420-8602 葵区追手町5-1

FAX：054-221-1141



6 さまざまな障がい者マークについて

(1) ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。

このマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

このマークを必要とする方に対し、県内各市町や県の機関で配布しています。

また、静岡市では、このマークが表紙に載ったヘルプカードを作成しています。6面の厚紙を、折り畳んで使うもので、内側には、氏名、障がい、病名、連絡先、手伝ってほしいこと、知ってほしいこと、配慮してほしいことなどを具体的に記載することができます。必要だと思うことを記入して持ち歩くことで、困ったときやいざというときに配慮や支援を得るために役立ちます。ヘルプマークと併せて、ご活用ください。

ヘルプマークとヘルプカードは、次の窓口で配布しています。

■配布場所

- ・障害福祉企画課（静岡庁舎 15 階）
- ・葵福祉事務所障害者支援課（静岡庁舎2階）
- ・駿河福祉事務所障害者支援課（駿河区役所1階）
- ・清水福祉事務所障害者支援課（清水庁舎1階）
- ・蒲原出張所（蒲原支所）
- ・保健所総務課（城東保健福祉エリア）
- ・精神保健福祉課（城東保健福祉エリア）
- ・地方独立行政法人 静岡市立静岡病院（西館1階5番窓口）（※配布はヘルプマークのみ）



(2) 障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある方が利用できる建物、施設であることを明確に示すための世界共通のシンボルマークです。このマークは「すべての障がいのある方を対象」としたものであり、特に車いすを利用する障がいのある方を限定し、使用されるものではありません。※道路交通法上の規制を免除される等の法的効力はありません。

■お問い合わせ先

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

電話：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523



(3) 盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている、盲人のための世界共通のマークです。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

■お問い合わせ先

社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話：03-5291-7885



(4) 身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。また、このマークの表示については、努力義務となっています。運転免許試験場内の売店等で販売しています。



(5) 聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。また、このマークの表示については義務となっていますので、表示しない場合は道路交通法違反になります。運転免許試験場内の売店等で販売しています。

■(4)(5)お問い合わせ先

警察庁交通局交通企画課 電話:03-3581-0141(代)



(6) 耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったりする等、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを見かけた場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことのご理解と、ゆっくりと話す、手話・筆談をする等のコミュニケーション方法への配慮についてご協力をお願いします。

■お問い合わせ先

一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

電話:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046



(7) ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストラン等の民間施設は、身体障がいのある方が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。また、補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。お店の入口等でこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。



(8) オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があること及びオストメイトであることを表しています(JIS 規格)。このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある方であること、及びそのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。

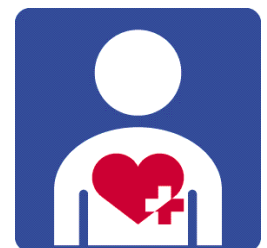


(9) ハート・プラスマーク

身体内部に障がいのある方を表しています。内部障がい(心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能)は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。電車等の優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースを利用したい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いします。

■お問い合わせ先

特定非営利活動法人ハート・プラスの会 電話:186-080-4824-9928



ⅩⅢ 精神障害者保健福祉制度

精神障がい関係サービスの申請窓口は、下記の各区福祉事務所です。詳しくは「精神保健福祉のしおり」をご覧ください。

－申請窓口－

葵福祉事務所障害者支援課	【葵区追手町5-1】	電話：054-221-1589
駿河福祉事務所障害者支援課	【駿河区南八幡町10-40】	電話：054-287-8690
清水福祉事務所障害者支援課	【清水区旭町6-8】	電話：054-354-2168
清水福祉事務所蒲原出張所	【清水区蒲原新田1-21-1】	電話：054-385-7790

1 精神障害者保健福祉手帳

「一定の精神障がいの状態にある」ことが認定された方に対し手帳が交付されます。この手帳を持つことで福祉・各種サービスが受けやすくなります。また、この制度は、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を目的としています。

(1) 手続きに必要なもの

① 次のア～ウのいずれかの書類

ア 精神障害者保健福祉手帳用診断書

イ 障害年金証書（精神障害を支給事由とする場合に限り）

ウ 特別障害給付金受給資格者証（精神障害を支給事由とする場合に限り）

② 顔写真（縦4cm×横3cm）

③ 個人番号カード（又は通知カード）

④ 本人確認ができる書類（代理人の場合は、代理人の本人確認ができる書類も必要です。）

※詳しくは申請窓口にお問い合わせください。

2 自立支援医療（精神通院医療）

精神的な疾患があり、継続して精神医療を必要とする方に対し、通院医療にかかる医療費の自己負担分が原則1割に軽減されます。また、所得等に応じて、月額自己負担上限額（0円、2,500円、5,000円、10,000円、20,000円、上限なし）が定められます。

(1) 対象者

精神障がいで通院医療を受けている方（ただし、世帯が一定所得以上の場合は、指定された病気又は高額治療継続者に限り対象となります。）

(2) 手続きに必要なもの

① 自立支援医療（精神通院）用診断書（精神障害者保健福祉手帳と同時に手続きされる場合で、精神障害者保健福祉手帳用診断書をお持ちの場合は不要）

② 国民健康保険証または健康保険証の写し

※国民健康保険・後期高齢者医療保険の場合：世帯全員の保険証の写し

健康保険の場合：申請者の保険証の写し（18歳未満の場合は、保護者の保険証の写しも必要です）

③ 個人番号カード（又は通知カード）

④ 本人確認ができる書類（代理人の場合は、代理人の本人確認ができる書類も必要です。）

※詳しくは申請窓口にお問い合わせください。

3 精神障害者入院医療費助成制度

精神障がいのある方の経済的負担を軽減するため、精神科病院への入院期間が引き続いて1か月を超えた場合、入院医療費において1か月10,000円を限度に助成する制度です。

(1) 対象者 ※①、②のいずれかに該当する方

- ① 入院期間が引き続いて1か月を超えた、精神障がいのある方
- ② すでに助成を受けていた方で、退院後3か月以内に精神科病院に再入院した方

※いずれも静岡市内に住所を有し、任意入院又は医療保護入院であることが条件です。また、他の制度を受給中の場合、当該助成を受けることができない場合があります。

(2) 手続きに必要なもの

- ① 領収書（原本）
- ② 通帳（申請者の金融機関の口座番号が分かるもの）
- ③ 申請者の保険証
- ④ 入院証明書（医療機関で記入してもらったもの）

※用紙は区役所窓口にあります。医療機関においてある場合もあります。

- ⑤ 申請者が保険証の被保険者→ 一部負担還元金内容証明願
- 申請者が保険証の被扶養者→ 付加給付内容証明願

※保険証の保険者名が健康保険組合、共済組合の方のみ必要です。用紙は区役所窓口にあります。詳しくは申請窓口にお問い合わせください。

4 重度心身障害者医療費助成

制度の概要につきましては、「Ⅲ 医療 — 1 重度心身障害者医療費助成（P16～P21）」をご参照ください。

(1) 対象者 ※①、②のいずれかに該当する方

- ① 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ② 精神障害者保健福祉手帳2級のうち、6歳以下の未就学児

※いずれも静岡市内に住所を有することが条件です。

また、(2)のいずれかに該当する場合は対象外となります。

(2) 給付制限

- ① 入院医療費で65歳以上の市民税課税世帯の方
- ② 子ども医療費、母子医療費の助成を受けている方
- ③ 生活保護を受給している方
- ④ 身体・知的障がいにより本制度を受給されている方

(3) 手続きに必要なもの

- ① 精神障害者保健福祉手帳
- ② 国民健康保険証又は健康保険証の写し（受診者が18歳未満である場合は、保護者の保険証の写しも必要です。）
- ③ 個人番号カード（又は通知カード）※世帯全員分
- ④ 助成金振込先の銀行口座（口座名が受給者本人の名義のもの。受給者が18歳未満の場合は、その保

護者名義の口座とします。)

※詳しくは申請窓口までお問い合わせください。



XIV 障害年金について

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を受けられた場合でも、障害年金を受け取るには別に日本年金機構の審査が必要です。障害年金と障害者手帳の等級は異なります。

障害年金（令和6年4月1日現在）・・・日本年金機構による審査があります

- ・障害年金は病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。
- ・初診日に加入していた年金制度によって「障害基礎年金」、「障害厚生年金」があります。
- ・障害基礎年金は、次の3つの条件のすべてに該当する方が受給できます。

(1) 初診日が次のいずれかの間にあること

- ① 国民年金加入期間
- ② 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

※「初診日」：障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日

※区役所では「障害基礎年金」のみ請求手続きができます。詳しくは窓口にお問い合わせください。

(2) 保険料の納付要件を満たしていること

- ① 初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
- ② ①に該当しない場合でも、初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと

(3) 一定の障害状態にあること

- ① 障害認定日または20歳に達したときに、法令に定める障害の状態に該当していること。
- ② 障害認定日に障害の状態が軽かった場合は、その後病状が悪化し、法令に定める障害の状態に該当していること。

※「障害認定日」：障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての「初診日」から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

■ 障害基礎年金（年額） 【年度により改定あり 令和6年度】

1級：1,020,000円（68歳以上の方：1,017,125円）

2級：816,000円（68歳以上の方：813,700円）

特別障害給付金制度（令和6年4月1日現在）・・・日本年金機構による審査があります

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障がいのある方について、福祉的措置として特別障害給付金が支給されます。

（1）支給要件

- ① 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態にある方。ただし、65歳に到達する日の前日までにその障害の状態に該当する方。

（2）支給額 【年度により改定あり 令和6年度】

障害基礎年金1級相当：月額 55,350 円

障害基礎年金2級相当：月額 44,280 円

障害基礎年金・特別障害給付金制度の留意事項

- ・「20歳前の傷病による障害基礎年金」「特別障害給付金」の所得制限
前年の所得額が4,721,000円を超える場合は年金（給付金）の全額が支給停止となり、3,704,000円を超える場合は2分の1の年金（給付金）額が支給停止となります。
- ・「老齢基礎年金」「遺族基礎年金」を受給されている方は、「障害基礎年金」を受給できません。

障害年金・特別障害給付金の請求窓口・お問い合わせ先

障害基礎年金・特別障害給付金

（相談内容によっては年金機構での手続きをご案内する場合があります。あらかじめご了承ください。）

請求窓口・お問い合わせ先		電話番号
静岡市役所	各区役所 保険年金課 国民年金係	葵区役所 221-1065
		駿河区役所 287-8624
		清水区役所 354-2134

障害厚生年金

請求窓口・お問い合わせ先		電話番号
日本年金機構	静岡年金事務所 〒422-8668 駿河区中田2-7-5	203-3707 (自動音声案内)
	街角の年金相談センター静岡 〒422-8067 駿河区南町18-1 サウスポット静岡2F	窓口相談のみ 予約受付専用電話:0570-05-4890
	清水年金事務所 〒424-8691 清水区巴町4-1	353-2233 (自動音声案内)

XV 相談支援事業・障害者相談員等

I 相談支援事業

下記の相談機関では、静岡市からの委託等により、障がいのある方やその関係者からの様々な相談に応じています。障がい者虐待防止センターも兼ねており、障がい者虐待に関する通報・相談にも応じています。お気軽にご相談ください。

■ 対象者：どなたでも ■ 相談料：無料

<各区に設置されている相談機関>

※お住まいの区以外の窓口でも、相談に応じています。

所在区	主な 障害種別	相談窓口名	連絡先	
			所在地	
葵区	身体障害	障害者生活支援センター城東	所在地	葵区城東町 24-1
			電話	249-3222
			FAX	209-0230
	知的障害	サポートセンターコンパス北斗	所在地	葵区慈悲尾 180
			電話	278-7828
			FAX	277-3019
	重症心身障害	アグネス静岡	所在地	葵区城北 117
			電話	249-2833
			FAX	249-2831
	精神障害	静岡市支援センターなごやか	所在地	葵区城東町 24-1
			電話	249-3189
			FAX	209-0163
駿河区	身体障害	ひまわり事業団ピアサポート	所在地	駿河区曲金 5-4-58
			電話	287-5588
			FAX	287-4922
	知的障害	静岡済生会療育センター令和 地域支援・相談室「やさしい街に」	所在地	駿河区曲金 5-3-30
			電話	285-0789
			FAX	285-0789
	精神障害	静岡市支援センターみらい	所在地	駿河区曲金 3-1-30
			電話	285-8870
			FAX	285-8870
清水区	身体障害	清水障害者サポートセンターそら	所在地	清水区庵原町 219-18
			電話	366-7781
			FAX	366-7780
	知的障害	障害者相談支援センターわだつみ	所在地	清水区駒越西 2-10-10
			電話	335-1031
			FAX	335-7821
	精神障害	はーとぱる	所在地	清水区村松原 3-14-8
			電話	337-1746
			FAX	336-7655

<専門的な相談機関>

主な障害種別	事業所名	連絡先	
		所在地	
発達障害に関する相談	静岡市発達障害者支援センター 「きらり」	所在地	駿河区曲金5-3-30
		電話	285-1124
		FAX	285-1125
就業と生活に関する 相談	障害者就業・生活支援 センターさつき	所在地	葵区慈悲尾180
		電話	277-3019
		FAX	277-3019
権利擁護等に関する 相談	静岡市成年後見支援センター	所在地	葵区城内町1-1
		電話	275-0955
		FAX	275-0956
	静岡市障害者110番	所在地	葵区城内町1-1
		電話	275-1816
		FAX	275-1818
	静岡市社会福祉協議会 地域福祉推進課	所在地	葵区城内町1-1
		電話	273-8090
		FAX	273-8118
難病に関する相談	静岡市難病相談支援センター	所在地	駿河区有明町2-20
		電話	281-1130
		FAX	281-2170
高次脳機能障害に関する 相談	サポートセンターコンパス北斗	所在地	葵区慈悲尾180
		電話	278-7828
		FAX	277-3019

2 障害者相談員 等

(1) 身近な地域での相談 ～身体障害者相談員・知的障害者相談員～

障がいのある方やその関係者の方からの身近な相談相手として、静岡市が委託しています。

障害者相談員は、以下の2つに分かれています。

- ①身体障害者相談員：各地区にお住いの身体障がいのある当事者が、各種相談に応じます。
- ②知的障害者相談員：各地区にお住いの知的障がいのある方の関係者が、各種相談に応じます。

■相談できる内容

日常生活での困りごと、就職や就学に関する悩み、地域で生活するうえで必要なサービスに関すること等
(※相談内容によっては、各種関係機関をご案内させていただく場合があります。)

■相談方法

下記の団体にお問い合わせください。

①身体障害者相談員

- ・静岡市身体障害者団体連合会 電話：254-5223 FAX：254-2845
- ・静岡市障害者協会 静岡市障害者相談支援推進センター 電話：254-6880 FAX：254-6880

②知的障害者相談員

- ・ 静岡市静岡手をつなぐ育成会 電話：254-5218 FAX：269-5034
- ・ 静岡市清水手をつなぐ育成会 電話：090-4239-3193
- ・ 静岡市障害者協会 静岡市障害者相談支援推進センター 電話：254-6880 FAX：254-6880

(2) 聴覚に障がいのある方のための相談窓口 ～聴覚障害者相談員～

聴覚に障がいのある身体障害者相談員が、聴覚に障がいのある方や関係者からの各種相談に応じる窓口を年末年始をのぞく毎月最終火曜日偶数月は静岡庁舎、奇数月は清水庁舎にて開設しています。

■相談方法

必ず相談日の1週間前までに相談申込票を障害福祉企画課へFAXまたは持参にてご提出の上、当日ご来庁ください。相談日時や相談申込票については、障害福祉企画課へお問い合わせください。

なお、申込期日を過ぎた予約や、予約のないご来庁による相談日当日の相談はお受けできません。静岡市ろうあ協会と調整の上、後日ご相談に応じることになります。

(3) 小児慢性特定疾病にかかる相談窓口～小児慢性特定疾病児童等自立支援員～

■相談できる内容

日常生活での困りごと、就職や就学に関する悩みなど普段の生活で気になっていること、悩んでいること等

■相談先

相談先は事業受託者となりますので、詳しくは保健所総務課（054-249-3177）へお問い合わせ下さい。

(4) 歯や口のこと、食べ方のことに関する相談

地域の歯科医院では治療が難しい障がいのある方の歯科診療や、事業所等への訪問歯科保健活動のほか、歯や口のこと・食べ方のことに関する相談などを行っています。

■診療予約・相談先

静岡市障害者歯科保健センター（歯と口の健康支援センター）【葵区城東町24番1号】

電話：054-249-3147 FAX：054-209-1063

～担当窓口一覧～

担当課名				葵区	駿河区	清水区	
各区役所	障害者支援課	支援係	電話	221-1099	202-5818	354-2106	
			給付係	221-1589	287-8690	354-2168	
		FAX	254-6322	287-8660	352-0323		
	子育て支援課	給付係	電話	221-1093	287-8674 202-5815	354-2120	
			高齢介護課	高齢者福祉係	電話	221-1089	287-8678
	介護保険係	電話		221-1180	287-8679	354-2110	
	保険年金課	国民健康保険	電話	221-1070	287-8621	354-2141	
		後期高齢者医療制度	電話		287-8612	354-2208	
		国民年金	電話	221-1065	287-8624	354-2134	
税務部	市民税課 (葵区・駿河区)	(市民税・県民税)	電話	221-1041 (普通徴収第1係) 221-1542 (普通徴収第2係)	駿河区役所に市・県民税の窓口はありません。担当は葵区の普通徴収第2係です。		
		(軽自動車税種別割)	電話	221-1218 (軽自・諸税係)			287-8669 (駿河税務センター)
	清水市税事務所 (清水区)	(市民税・県民税)	電話				354-2072 (市民税係 市民税)
		(軽自動車税種別割)	電話				354-2071 (市民税係 証明・原付)
保健所	保健所総務課	疾病対策係	電話	249-3177		(保健所清水支所) 354-2153	

◆蒲原・由比地区

清水福祉事務所 蒲原出張所 福祉係 (障がい者・保育児童・高齢介護)	電話	385-7790
	FAX	385-3110
清水区役所 蒲原支所 税・保険年金係	電話	385-7770 (税担当)
		385-7780 (保険年金担当)

市外局番は、
すべて
(054) です。

※窓口が各区障害者支援課・各区子育て支援課・各区高齢介護課となっているサービスは、清水福祉事務所蒲原出張所でも相談・申請受付等できます。

《その他の連絡先》

- 静岡市地域リハビリテーション推進センター（リハ・パークしずおか）

【葵区城東町 24 番 1 号 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟 2 階】

身体障害者手帳及び 18 歳以上の療育手帳の交付決定や、補装具、更生医療の判定などを行う機関です。

電話：054-249-3182 FAX：054-209-0103

- 静岡市児童相談所【葵区堤町 914 番地の 417】

18 歳未満の障がいのある児童の養育や施設入所等の相談、療育手帳の交付決定に対応する機関です。

電話：054-275-2871 FAX：054-272-1610

- 静岡市コールセンター「市役所いつでも電話サービス」（年中無休）

さまざまな制度や手続きのお問い合わせ、施設案内等、くらしのちょっとした質問にお答えします。

電話：054-200-4894 平日▶午前 8 時から午後 8 時

土日祝日・年末年始（12/29～1/3）▶午前 8 時から午後 5 時

F A X：054-200-4895 （24 時間受信可）